

企業法

(改訂)

第 I 編 総則

第 1 条 目的

企業法はラオス人民民主共和国において、各経済分野の生産、ビジネスそしてサービスを支援するために、企業の設立、活動そして管理に関する原則、規定そして対策を規定したもので、生産力と生産連絡を拡大させ、国家の社会 - 経済を頑強に成長させ、国家の発展に貢献し、国民民族の生活レベルを向上させることを目的とする。

第 2 条 (新) 企業

企業とは、個人あるいは法人のビジネス組織であり、名称、資本、マネージメント管理、事務所によって構成されている、そして本企業法に沿って登録されたものである。企業は、別の言い方で「労働単位」とよばれる。

第 3 条 (改正) 用語の説明

本企業法の中で使われている用語での意味は、以下のとおりである。

1. **ທຸລະກິດ (ビジネス)** とは、利益を追求し社会公益に仕えるため、生産業からサービス業までの何らかの業務あるいはすべての業務の過程において活動を実施することを意味する。

2. **ບັນຊີປະເພດທຸລະກິດຄວບຄຸມ (統制業種リスト)** とは、国家の安定に対して、社会の秩序に対して、国家の良き伝統に対して、並びに環境に対して、影響力の高い業種のリストで、企業登録をする前に関係セクションの審査、検査を受けなければならないということを意味する。

3. **ວິສາຫະກິດສ່ວນບຸກຄົນ (個人企業)** とは、企業形態の 1 つの形で、1 個人がオーナー所有権を持つ。個人企業とは、個人の企業所有ということでビジネスを運営する。そして、企業の負債に対して無限責任を負う。

4. **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນ (出資企業)** とは、利益を分けることに狙いを定め、合同資本で行うビジネスに使うために行う企業形態の 1 つで、2 人以上の出資者の契約を基礎として設立される。

5. **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ (一般出資企業)** とは、**ວິສາຫະກິດຮຸ້ນ**

ສ່ວນ (出資企業) の 1 つの形式で、出資者のお互いの信用を元に、出資者が共同でビジネスを行う。そして、各出資者は企業の負債に対して無限責任を負う。

6. **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業)** とは、**ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນ (出資企業)** の 1 つの形式で、出資者の一部は企業の負債に対して無限責任を負い、これを「一般出資者」という。そして、また別の出資者は有限責任を負う。これを「負債有限出資者」という。

7. **ບໍລິສັດ (株式会社)** とは、企業の 1 つの形式で、資本をそれぞれの価値が同等な株式に分割して設立されたものである。株式の所有者は、自分が出資した価値の株式を超えない限度で会社の負債に責任を持つ。

8. **ບໍລິສັດຈຳກັດ (有限会社)** とは、会社の 1 つの形式で、本企業法の第 90 条第 1 項の中で規定されている場合を除いて、株式所有者が 2 人以上で最高で 30 人を超えないもので、そして有限会社で株式所有者が 1 人しかいないものを、「1 人だけの有限会社」という。

9. **ບໍລິສັດມະຫາຊົນ (公開会社)** とは、会社の 1 つの形式で、株式所有者で会社設立者が少なくとも 9 人以上、自由に株式譲渡が可能、並びに一般大衆に対して公開で株式販売提供が可能である。

10. **ການສະເໜີຂາຍຮຸ້ນຢ່າງເປີດເຜີຍ (公開株式販売提供)** とは、法規則の中で規定されたように、一般大衆に株式市場内で、あるいは株式市場外で株式販売提供をすることである。

11. **ຮຸ້ນ (株式)** とは、本企業法の中で定められているように、一般出資企業あるいは株式会社の形態によって、出資企業の資本あるいは価値が等しくない株式に分割された会社の資本、又は、価値が等しい株式に分割された会社の資本を意味する。

12. **ຮຸ້ນສາມັນ (普通株)** とは、株式の一種で、株の持主が会社に対し払い戻しができない株式のことである。

13. **ຮຸ້ນບຸລິມະສິດ (優先株)** とは、株式の一種で、株の持主が会社から会社から払い戻しをすることができ、普通株と違っ

企業法

て持主が特別な権利と義務を持つ株式のことである。

14. ໃບຮຸ້ນ (株券) とは、株式企業と出資会社内における、あるいは、株式保有者の権利と一部の所有を法的に示す、重要な書類の1つである。

15. ໃບຮຸ້ນກຸ້ (借入株券) とは、お互いの合意に沿って、利子も含めて、清算をしてもらう際の重要な担保として、この借入株券を持っている者は法的権利を有する、担保資産がない会社の借入株券である。

16. ເງິນບັນຜົນ (利益配当金) とは、出資企業あるいは株式会社が、実利益あるいは初期投資、経費と負債などを引いた後に、出資者あるいは株式保有者に分け与えるお金を意味する。

17. ອົງປະຊຸມ (会議の有効出席者) とは、会議を開会できる最低の出席者数のことを意味する。

18. ຄວາມລັບທາງການຄ້າ (企業秘密) とは、生産方法面での情報、ビジネス面での情報、あるいは、企業の何らかの重要なサービスで、それが公開されると企業の金融面においての安定と地位に損失を生み出すものを意味する。

19. ຜູ້ຊໍາລະສະສາງ (清算人) とは、債権者に清算し、残ったものを関係する企業の所有者、出資者あるいは株式所有者に分配するために、裁判所あるいは企業から任命を受けた個人で、解散 (ユプルーク) 又は破産した企業の資産を集める権利と義務を実行する者である。

第4条 企業を作る時の権利

ラオス人民民主共和国に在住するラオス国民、ラオスに永住する外国人、無国籍者そして外国人、前述した個人の所属する組織を含んでみなすべて、ラオス人民民主共和国の法律規則に合致させて、企業を起こすこと又はビジネス実施に参加する権利を持つ。

第5条 ビジネス実施におけるの平等性

生産力拡大、生産、ビジネスそしてサービスを広く拡大するために、ビジネス実施に際して、競争においても協力においてもどちらでも、国内外の各経済部門は、法の下にみな平等である。

第6条 企業の義務

企業は、自身の目的に沿ってのビジネス実施にあたって、その義務を有する。政府に対する義務の実行、労働者の正当な権利と義務の保護、環境保護、治安維持、そしてラオス人民民主共和国の関連する他の法律を遵守する。

第7条 政策、政府の企業に対する権利と利益の保護

政府は、社会 - 経済の成長に貢献するために、税金、関税、規定、処置などの政策を出し、ニュース情報を提供し、企業に対してサービスや便宜を図ることによって、国内外の個人と組織が、企業を興すあるいは各セクションの、各地域の禁止されていないビジネス実施に参加することを促進し、援助する。

資本、財産などの企業の正当な権利と利益は、すべて法律によって保護される。

第8条 海外との関係協力

知識経験の交換、ニュース情報の取得、資金誘致のため、科学、テクノロジーそして発展したビジネス管理の経験、アジア地域と海外両方に結び付く市場を深く広げるために、政府は、ビジネス実施において外国と関係し、連絡することを支援する。

第9条 (改正) 使用の範囲

本企業法は、ラオス人民民主共和国で興され、活動するすべての種類の企業に対して使用される。

第II編

企業

第1章

企業の種類、形態と形式

第10条 (改正) 企業の種類

ラオス人民民主共和国にある企業は、民間企業、政府の企業、合同企業そして集会的な企業がある。

民間企業は、本企業法の第III編、第IV編そして第V編の中で定められているように、企業のある1つの形態と形式の下で設立され、そして自己の活動をすることが可能である。

政府の企業と合同企業は、本企業法の第VI編そして第VII編の中で定められているように設立され、そして自己の活動をすることが可能である。

集会的な企業の建設と活動については、別の規定の中で定められている。

第11条 企業の形態

企業の形態というのは、ビジネス組織であり、これは各種企業の組織と活動の基本となるものである。

企業には、以下のように3つの形態がある。

1. 個人企業
2. 出資企業
3. 会社

第12条 出資企業と会社の形式

出資企業と会社の形式は、以下の4つがある。

1. 出資企業には、2つの形式がある。

- 一般出資企業
- 有限出資企業
- 2. 会社には、2つの形式がある。
- 1人だけの有限会社を含む有限会社
- 公開会社

第13条（新） 企業の形態と形式の変更

ວິສາຫະກິດສ່ວນບຸກຄົນ（個人企業）を ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນ（出資企業）に変更するには、ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນ（出資企業）の設立の前に、前述した ວິສາຫະກິດສ່ວນບຸກຄົນ（個人企業）が、倒産して清算管理をきちんと受けて完全なものとなった場合を除いて、本企業法の中で定められているように、出資者の数と種類を増やすことにより設立され、その活動の実施がされる、しかし以前の ວິສາຫະກິດສ່ວນບຸກຄົນ（個人企業）の負債は新しい ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນ（出資企業）の責任に引き継がれる。

他の企業の形態の変更は、例えば、ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນ（出資企業）を ບໍລິສັດ（株式会社）に変更する場合は、当該の企業が倒産し清算管理をきちんと受けて完全なものとなった後で、本企業法の中で定められたように登録通知をする。

企業形式の変更は、別規定の中で定められている。

第2章
企業登録

第14条（改正） 企業登録

企業登録とは、法律に沿って正しく企業を設立することである。

別規定の中で規定されているビジネスの遂行以外は、ビジネスの遂行には企業登録を行わなければならない。

企業登録は1回の登録で、その企業の活動期間を通じての登録になる。

第15条（改正） 企業登録通知要求書の提出

企業活動を行いたい希望がある者は、産業並びに商業セクションの関係する企業登録係官に対して、企業登録通知要求書を提出しなければならない。

第16条（改正） 企業登録審査におけるプロセス

企業登録通知要求書を受け取ると、関係する企業登録係官は、登録されようとしているビジネスの種類は、ບັນຊີປະເພດທຸລະກິດຄວບຄຸມ（統制業種型リスト）のものか、あるいは、前述したリスト外のものであるか検査してみなければならない。

もし、統制リスト外のものであれば、関係するビジネス登録係官が、ビジネス登録審査者としてその審査を行う。

もし、統制リスト内のものであれば、関係するビジネス登録係官が関係するセクションに書類を送り審査を仰ぐ。

第17条（改正） 企業登録審査の決められた時間

統制リストに入っていない、並びに、関連する制限事項がな

いビジネスの種類については、関係する企業登録係官は企業登録通知要求書を受け取った日から遅くとも公務日10日を超えないうちに、企業登録の審査をしなければならない。

統制リスト内のビジネスの種類については、10日より長い時間をかけなければならないテクニック面での検査を受ける必要があるビジネス種あるいは専門のビジネス種である場合を除いて、関係するセクションは、企業登録係官より要求書類一式を受理した日から遅くとも公務日10日を超えないうちに、関係する企業登録係官に回答しなければならない。

関係するセクションから文面で同意するという回答通知を受理した後に、回答通知受理日の後遅くとも公務日3日で、企業登録係官は企業登録をしなければならない。

関係するセクションが同意しないという回答通知を出した場合、企業登録係官は、この回答を得てから遅くとも公務日3日で、文面をもって要求書申請者に通知しなければならない。

ບັນຊີປະເພດທຸລະກິດຄວບຄຸມ（統制業種型リスト）並びに本条文第2項で規定されている、テクニック面での検査を受ける時間が必要あるいは専門面での検査を受ける時間ももっと必要なものは、政府からの承認だけを受けなければならない。

第18条（新） 関係するセクションの企業登録通知要求書の審査

関係するセクションの企業登録通知要求書の審査は、政策方針と自身のセクション内のビジネス開発管理規定によらなくてはいけない。そして、他のセクション並びに関係する地方行政機関と合同で審査を実施し、文面で企業登録係官に対して回答通知する。企業登録係官が、企業登録に対して同意しなかった場合は、その理由を要求申請者に対し明確に通知しなければならない。

あるどれか1つのセクションの管理する ບັນຊີປະເພດທຸລະກິດຄວບຄຸມ（統制業種型リスト）内の活動は、審査過程と時間制限についての明確な規定が必要である。

第19条 正当ではない企業登録

正当ではない企業登録とは、登録された企業であるが、その内容の一部あるいはそのすべてが、形態と形式並びに真実と合致しておらず、解決されねばならないものである。この解決は、正しく整備し直すことにより可能である。解決が不可能な場合は、本企業法の中で規定されているプロセスに沿って、その企業を解散（ユプルーク）させる。

法規則を犯しての企業登録を含めて、法律が禁止している人物に対する企業登録はすべて無効となる。

企業登録の無効あるいは企業の解散（ユプルーク）は、企業の責任を無くすことにはならない。

第20条（改正） 企業登録の効果

企業登録することによって、以下の効果を得ることができる。

企業法

1. **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນ**（出資企業）あるいは **ບໍລິສັດ**（株式会社）は、法人としての地位があり、出資者とは異なる。自身の目的範囲と法規則の範囲に沿って、権利と義務、責任を持つ。
2. それが **ບັນຊີປະເພດທຸລະກິດຄວບຄຸມ**（統制業種型リスト）内のビジネス活動かあるいは **ບັນຊີປະເພດທຸລະກິດຄວບຄຸມ**（統制業種型リスト）外のものであるかにかかわらず、プロセス、条件、対策あるいはそのビジネスの規定に沿って完全にそして厳格に実施することによって、ビジネス登録書の中で規定されたすべてのビジネス・セクションにおいて、企業はビジネス活動を実施することができる。
3. 本企業法第 24 条第 1 項の中で規定されているように、企業登録を通知している書類一式の文章は、興味がある者は閲覧する権利がある。
4. 企業の名称も同時に登録する。
企業登録後、関係する法規規則の中で定められているように、各企業は、税金登録をして、口座を持たなければならない。

第 21 条（新）企業の刻印

規定に沿って、治安維持セクションに企業登録書を持っていき申請することによって、企業は自身の刻印を要求することができる。
企業が企業登録書を持ってきて刻印を要求したその日から公務日 5 日で、治安維持セクションは印鑑を出さなければいけない。

第 22 条 企業が活動しないということの影響

企業は、企業登録がなされた日から 90 日の期限内で活動を始めなければならない。この前述した期限内で活動をしないあるいは企業は一度活動したが活動を停止した、そして 12 カ月連続で税金と関税に関する義務をその理由を説明することなく果たさなかった企業登録に関係する係官は、税金係官と共同実施で詳しい資料を調べる。前述した企業に事情説明に来るように通知し、企業が、通知を受けた日から数えて公務日 10 日以内に来ないあるいは来たがその答弁に十分な理由がない場合、当該の企業は、本企業法の中で規定されたプロセスに沿って、ビジネスの一時停止と事業の停止を審査される。

第 23 条 企業登録内容の変更

企業登録が終了した後で、もし、目的、登録資本などの企業登録内容の変更が生じた場合、本企業法第 16 条第 3 項と第 17 条第 2 項に沿って実施しなければいけない。**ບັນຊີປະເພດທຸລະກິດຄວບຄຸມ**（統制業種型リスト）内にあるビジネス・セクションに関する企業登録内容の変更以外は、その変更が合意された日から数えて 1 カ月の期限で、関係する企業登録係官に通知しなければならない。

善意の外部者に対して、自身の行為から生じる責任を回避するために何らかの内容を間違えて企業登録した企業、あるいは、故意にあるいは、故意ではないにしろ、本条文第 1 項の

中で示されているように変更の通知が決められた時間より遅くなった場合は、すべて根拠とすることはできない。

第 24 条 企業登録内容の公開

個人並びに組織は、企業登録係官より企業登録書類を閲覧し、その複写を取ることができる。前述した登録書類とは、企業が、本企業法の中で規定に沿って企業登録通知のために揃えた書類である。複写を望む者は、規定に従って手数料を払うこと。

他の法規則で定められたものを除いて、本条文第 1 項で述べた書類以外に公開できるのは、事前に当該企業から許可をもらった時だけである。

第 25 条 企業登録資本

個人企業の企業登録資本とは、企業のオーナーが企業登録係官に企業登録通知した資本である。

ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນ（出資企業）あるいは **ບໍລິສັດ**（株式会社）の企業登録資本とは、本企業法第 38 条第 4 項と第 86 条第 4 項の中で定められているすべての株式の価値である。前述した登録資本は、別称では出資企業の「規定された資本」あるいは株式会社の「規定された資本」と呼ばれる。

企業登録のための条件とするために、必要性があるビジネスの種類において、関連するセクションは登録資本を最低限に規定する。しかし、これには政府からだけの合意を得なければならない。

法規則に沿って企業登録通知する資本は、実際にラオス人民民主共和国になければならない。違反があった場合は、違反者は、政府に対して不真実な情報を通知したという罪状で法的に責任を取らなければならない。

第 3 章 企業の名称

第 26 条 企業名の選択

合意に沿って、企業の名称は 1 人の人物の苗字を付けるか、あるいは、たくさんの人の苗字を付けてもいい、あるいは、どんな名前を付けてもいい。企業名を先に予約した者が、その優先権を得る。企業形態あるいは企業形式がどのようなものであろうと、企業形態名あるいは企業形式名をその都度企業名と共に記載しなければならない。

もしその企業が企業登録を受けることができなかった場合は、その予約された企業名は予約リストから落ちることになる。

企業登録がされてからビジネスを実施する企業は、自分の企業名のステッカーを添付しなければならない。

第 27 条（改正） 禁止された企業名

禁止された企業名には、以下のものがある。

1. 漠然とした名称、類似しているあるいは他の企業

と重複する名称、あるいは広く名の知れ渡った他の企業名

2. ラオスの伝統文化に、あるいは、社会の秩序に抵触する名称
3. 国家名、外国組織機関の名称、国家の文化面における名称と独自性、あるいは、国家の歴史的名称地名
4. 企業の形態名あるいは形式名と同じあるいは類似する名称

第 28 条 (改正) 他人に企業名称あるいは企業登録を使用させる

他人に企業名称を使用させるには、文面を作らなければならない。そして関係する法規則と合致させて実施すること。

文面で企業名称を使用する権利の譲渡を行っていない場合、企業名称の所有者が、その使用を知ってはいるが反対していないあるいは異議を唱えていない、あるいは、それを支援している、という証拠がある場合は、前述した権利の譲渡は正当であるとみなされる。

企業登録は、個人あるいは他の法人に譲渡して使用させることは不可能である。違反があった場合は、譲渡した者は譲渡を受けた者のすべての行動についてその責任を負わなければならない。

前述の企業登録を使用して譲渡された者に実施させたビジネス活動は、企業登録なしでのビジネス活動とみなされ、そして、本企業法第 212 条の中で明示されたように処置を受ける。

第 29 条 (改正) 企業名を他人に使用させたことに対する責任

自身の企業名を他人に使用する許可を与えた者は、合意した契約に沿ってあるいは法律の中での規定に沿って、第三者に対して責任を取らなければならない。

行動面において能力に欠ける人物に自分の企業名使用を許可した者は、この前述した人物の行動について責任を取らなければならない。

個人あるいは法律的に禁止された法人に自分の企業名使用を許可した者は、前述した個人あるいは法人と共同行動に対して責任を負わなければならない。この場合の許可を得た個人または法人のビジネス実施は、企業登録をしていない企業のビジネス活動とみなされる。

政府の企業は、個人あるいは他の法人に自身の企業名を使用することを許可しない。違反が生じた場合は、違反者は自身自身で第三者に対して責任を持たなければならない。

第 30 条 譲渡と企業名譲渡に関わる禁止事項

譲渡できる企業名とその場合

1. 権利と義務を含めて、企業全部を譲渡するとともに企業名も譲渡する。
2. 正当にビジネスをすべて解散(ユプルーク)した企業の企業名を譲渡する。

上記の第 1 項に沿って正しく企業名移譲を実施した後で、委譲を受けた者は 60 日以内に、企業の債務者と債権者に対してその委譲を知らせる、そして委譲を受けた日から数えて公務日 5 日以内に、関係する企業登録係官に通知する。

企業名の委譲による市場の独占を含めて、各形式に合致しない企業名の委譲は、すべて禁止される。もし違反があれば、譲渡者と譲渡された者は、自分の行動に対して、ラオス人民民主共和国の関係する法規則に沿って責任を持たなければならない。

政府の企業は、自分の企業名を他の種類の企業に譲渡することは許可されない。

第 31 条 企業名の廃止 (ユプルーク)¹

企業の解散(ユプルーク)と同時に企業名も廃止(ユプルーク)される。企業名が廃止(ユプルーク)された後で、企業名のオーナーは、その廃止(ユプルーク)通達日から数えて 7 日間以内に、企業名の看板を外さなければならない。

個人あるいは法人で、すでに廃止(ユプルーク)された企業名又は企業登録を使用している者は、企業登録しないでビジネスを実施している者とみなされる。

第 III 編 個人企業

第 32 条 企業登録通知要求申請

個人企業登録通知をしたい目的がある者は、主に以下の内容を有する要求書を申請しなければならない。

1. 企業名とビジネスの種類
2. 所有者とマネージャーの氏名、住所並びに国籍
3. 企業の所在地
4. 登録資本

第 33 条 企業所有者の有する権利と義務

個人企業の所有者が有する権利と義務は、以下のとおりである。

1. 自分で企業のマネージメント管理をする、あるいは、他の個人を雇用してマネージメント管理をさせる。
2. 自分の企業に関する、利益の使用あるいは他の問題について、1 人で判断する。

で用いられるユプルークは「解散」と訳した。

¹ ユプルークには「解散」、「廃止」などの意味があるが、本法においては、企業名の廃止の場面で用いられるユプルークを「廃止」とし、それ以外の場面

企業法

3. 会計法の中で規定されているように帳簿を所持する。
4. 政府に対して様々な義務を果たす。
5. 法規則の中で規定されているように、権利を果たし他の義務を実施する。

第34条 マネージャー

個人企業のマネージャーは、その企業のオーナーである、あるいは、外部から個人を1人あるいはたくさん雇い入れてマネージャーとすることも可能である。外部のマネージャーは、個人企業のオーナーとの合意に沿って報酬金を受け取る。

個人企業でマネージャーが複数いる場合は、マネージャーの誰か1人が総指揮者であり、**ວິສາຫະກິດສ່ວນບຸກຄົນແຕ່ພຽງຜູ້ດຽວ** (1人だけの個人企業) を代表して外部の者と契約を結ぶ権限がある。前述したマネージャーを「一般マネージャー」という。本規定、条項では、**ວິສາຫະກິດສ່ວນ (出資企業)** と **ບໍລິສັດຈຳກັດຜູ້ດຽວ** (1人だけの有限会社) のマネージャーを一緒のマネージャーとして使用している。

契約の中で規定されている権利と義務を基礎として、マネージャーは自身のすべての業務活動を行い、そして、オーナーの管轄の元になければならない。

マネージャーは、自身の業務のある部分を他の人に譲って助けてもらう。

第35条 (改正) マネージャー雇用契約

マネージャー雇用契約は、契約内外の義務事項に関する法律で規定されたように文字にされなければならない。

契約内容は、権利、義務、賃金、契約相手の責任と契約の破棄に関して詳細に規定しなければならない。

企業のオーナー、マネージャーと外部の者の関連・結びつきについては、関係する法律に沿って実施される。

第36条 解散と清算

個人企業は、以下のような場合に解散(ユプルーク)される。

1. その企業のオーナーが解散(ユプルーク)を決断した。
2. 裁判所が解散(ユプルーク)の判決を出した。
3. 倒産した。
4. オーナーが死亡したあるいは後継者がなく、実施面においての能力が欠如している。

個人企業が解散(ユプルーク)された場合、裁判所の判決による解散(ユプルーク)あるいは個人企業の倒産で、裁判所が清算人を任命しなければいけない場合を除いて、オーナーは自分で清算する義務がある、あるいは、外部の人物を代わりの清算人として任命することもできる。

第IV編

ວິສາຫະກິດສ່ວນ (出資企業)

第1章

ວິສາຫະກິດສ່ວນ (出資企業) の総合原則

第37条 **ວິສາຫະກິດສ່ວນ (出資企業)** の出資者

出資企業における資本の出資者を「出資者」という。

出資企業における出資者は、個人あるいは法人でも可能である。

第38条 **ວິສາຫະກິດສ່ວນ (出資企業)** の設立契約

出資企業の設立契約は、ラオス人民民主共和国の契約内外債務法に合致させて、文面を持って行わなければならない。

出資企業の設立契約は、以下の主な内容がなければならない。

1. 企業名
2. ビジネス実施の目的
3. 本社の名前、所在地、そして、もしあれば、全部の支店
4. 現金、品物あるいは労働に分けられた規定された資本あるいは出資企業の出資価値
5. 出資企業における出資者の氏名、住所と国籍
6. 出資企業における出資者の氏名、署名

本条文第4項で述べられた規定された資本とは、出資企業の登録資本のことである。

第39条 出資企業の法人地位

出資企業の法人地位は、以下のように構成されている

1. 出資企業の名前
2. 支店を含む、もしあれば、本社の所在地
3. 資産と資本
4. 出資企業の約款
5. 出資企業の形式に沿った負債に対する責任
6. 普通人のように、原告あるいは被告として、自身の権利と義務を実行する際の法的能力

第40条 出資企業の支店

ラオス人民民主共和国に企業登録する出資企業は、更に自身の支店の企業登録をする必要はない。そして前述した支店は、出資企業から異なって分離された法人としての地位はない。本企業法に沿って、その支店の場所がどこにあるか、とにかくその場所に関係する企業登録係官に通知しなければならない。

ラオス人民民主共和国に外国出資企業の支店を設立するために来た場合は、本企業法に沿って企業登録をしなければならない。

ラオスの出資企業の支店を外国に建てる場合は、その国の法規則に従って実施しなければならない。

ラオス人民民主共和国の国内あるいは海外の法人の支店を訴えることは、その法人を訴えることと認識される。本規定

条項では、外国の法人でラオス人民民主共和国に支社があるものと合わせている。

第41条 出資企業の規則

出資企業の規則は、以下の内容を持たなければならない。

1. 本企業法第38条第1項から第5項内で明示された内容に沿ったものである。
2. 出資企業の名称、住所、国籍。他の出資者が共同のマネージャーでない場合は、マネージャーの権限行使に対する制限事項に関して規定を行う。
3. 利益の分配方法並びに出資企業の負債に対する責任
4. 出資における方法と制限時間
5. マネージメント管理
6. 会議と議決
7. 紛争の解決
8. 解散（ユプルーク）と清算

ある出資企業が内容追加をしたい場合を除いて、本条文第1項の内容が企業登録通知文章の中に入らなければならない。

出資企業の規則には、マネージャーの署名が必要である。

第42条（改正） 設立契約内容あるいは規約内容変更

出資企業の設立契約内容あるいは規則内容変更は、別に合意がある場合を除いて、各出資者からの合意が必要である。

前述した設立契約の内容解決、変更、あるいは、規則内容の解決、変更に関する会議の議決は、出資者会議で変更の議決をした日から数えて公務日10日以内に、関係する企業登録係官に通知しなければならない。

第2章

ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）

ア. 企業の登録と一般出資企業内部の関係

第43条 企業登録通知要求書の提出

ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の企業登録通知要求書の提出には、主な種類として以下の書類を揃えること。

1. 企業登録通知要求書
 2. ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）設立契約と共に出資者の名簿と署名
 3. 出資者が共同のマネージャーであることに同意しなかった場合、マネージャーの氏名、住所並びに国籍
 4. ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の定款
- 企業登録通知要求書には、マネージャーの署名が必要である。

第44条 資本を揃える

ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の資本は、様々な出資者から集められる。集められた資本は、お金、品物あるいは労働力でも良い。

集められた資本としての品物あるいは労働力は、お金に換算されねばならない。ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の資産総括帳簿の中に、労働力として集められた資本価値を記載することは禁止されている。

本条文第1項内に明示されているように、出資する方法と時間の期限は、出資者たちの合意による。企業登録する前に、出資者は、お互いの合意に沿って完全に投資を終わらせること。

本条項第1項の中で規定された資本以外に、ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の出資者は、合意に沿って自分の所有する資産を ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の何らかの活動の実施に使う権利を有する。

責任と利益分配を含めて、本条文第4項の中で述べられている資本の使い方は、全出資者の合意による。

第45条 ຮຸ້ນ（株式）

ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の株式は、価値あるいは割合が同等である必要はない。

本企業法第44条第3項内で定められたように出資者が投資をした後で、ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）は、その出資比率に沿って株券を全出資者に対して発行する。

ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の株券の持主を変えることはできない。

第46条 マネージャー

ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の全出資者は、共同マネージャーになることができる、あるいは、出資者の1人又はある一部を代理マネージャーに任命することができる。

マネージャーは、ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）と他の出資者の代理である。別に合意している場合を除いて、マネージャーには自身の義務を実施することによる給料あるいはボーナスがない。

ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）のマネージャーは、外部の人物でも可能である。外部から来たマネージャーの場合は、全出資者の合意に沿って給料あるいはボーナスをもらうことができる。

第47条 マネージャーの任命あるいは解職

お互いの合意が他にあることを除いて、マネージャーの任命あるいは解任は、出資者の全員一致の投票でなされなければならない。投票は1人1票になる。

マネージャーの任命あるいは解任の決議には、マネージャーは投票権がない。

第48条 マネージャーの権利と義務

マネージャーは、以下の権利と義務を有する。

企業法

1. **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) の利益のために、全力で、そして正直に、その義務を果たす。

2. **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) の定款の中で規定されている権利と義務を実施する。

3. 自身が責任を持つ **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) のある何か 1 つの活動を手助けするために、外部の人間を雇用する。

多くの出資者が共同マネージャーであれば、**ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) のマネジメント管理は、定款の中で明示されているように、多数決採用あるいは何等か 1 つの方法で合意することもできる。投票は 1 人 1 票である。

マネージャーが 1 人の場合は、他に制限事項がある場合を除いて、該当者は 1 人で一般出資企業のマネジメント管理をする権利がある。

本条文第 3 項内で前述された制限事項に沿って、もし企業登録書類一式の中に前述された制限事項の規定がなければ、外部の人間に対して効果はない。

第 49 条 出資者の権利と義務

出資者は、以下の権利と義務がある。

1. いつでも **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) のすべての面に関して調査質問する。

2. **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) の帳簿書類やその他の書類を検査する、あるいは、写しを取る。

3. お互いの合意に沿って、配当金を受け取り、そして負債の部分に対する責任を負う。

4. 無制限で **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) の負債全額に対して責任を持つ。

5. もしお互いの合意があれば、拒否する、反対する、あるいは、異議を唱える権利と義務がある。しかし規則の中で、これらの権利行使の場合と方法について詳細に規定しなければならない。

6. **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) の解散 (ユブルーク) 時の合意に沿って、自身が拠出した資本の一部からの割り当てと利益を返してもらう。

第 50 条 新しい出資者の受け入れと出資の委譲

第 51 条 出資者にとっての禁止された行為あるいはビジネス実施

自身の **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) と競合する全出資者の行為あるいはビジネス行為は全て禁止されている。

ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ (一般出資企業) と競争する行為あるいはビジネスには以下のものがある：

1. 自身が代表する **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) の目的と類似するビジネスの実施；

2. 他の個人が代表する **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出

資企業) の目的と類似するビジネスの実施；

3. 負債について無限責任の **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) あるいは他の **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ** (有限出資企業) の出資者になること。

この条文に沿っての禁止事項の違反に対して、**ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ** (有限出資企業) は出資者の前述した違反行為あるいはビジネス実施によって生じた全利益を督促する権利を有する、あるいは **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) の解散 (ユブルーク) を訴えることができる。

第 52 条 禁止事項の例外事項

以下のことが生じると、本企業法第 51 条の中で規定に沿った禁止事項には例外事項が生じる。

1. 他の出資者より全員一致で賛成が得られる。

2. 出資以前のもので、他の出資者から反対もされていなかったビジネス行動あるいはビジネス実施。

1. **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) と外部の者との関係

第 53 条 負債に対する責任

各出資者は、無制限に **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) の負債に対して責任を持たなければならない。**ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) に督促した後に、債権者は、各出資者に負債の督促をする権利があるが、しかし清算を受けてはいけぬ。

各出資者は、**ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) の負債あるいは損失に対しての各人が持つ責任割合について合意することができる。しかしこの合意は、外部の者には効果を及ばさない。

出資者は、**ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) の負債に対して、以下の場合に責任を持つ。

1. **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) のマネージャーあるいは他の出資者の定款に沿った実施により生じた負債である。

2. **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) の目的達成のために、ある 1 つの義務を果たすことにより生じた負債であり、そして前述したこの行動は、出資者全員から承認を得られた。

第 54 条 利益を得る権利

その利益が **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) の名前を使用することによって得たものか、あるいは、そうでないかにかかわらず、企業を代表して各出資者全員は、**ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) が外部の者と関係することによって得た利益をもらう権利がある。

第 55 条 脱退する出資者と参入する出資者の責任

ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ (一般出資企業) を脱退する出資者は、自分の **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ** (一般出資企業) 脱退以前の **ວິສາຫະ**

有限責任合資企業（有限責任合資企業）の負債に対して責任を持たなければならない。

合意されていた責任期間が1年より長期の場合を除いて、当事者が脱会を認められた日から数えて1年の期限以内に、前述した責任は消失する。

合意は外部の人間には効果がないという別の合意がある場合を除いて、新しく参入する出資者は、有限責任合資企業（有限責任合資企業）のすべての負債に対する責任を取らなければならない。

ウ. 有限責任合資企業（有限責任合資企業）の合併

第56条 有限責任合資企業（有限責任合資企業）の合併

有限責任合資企業（有限責任合資企業）のある元の企業に変わるためにあるいは新しい有限責任合資企業（有限責任合資企業）になるために、有限責任合資企業（有限責任合資企業）は、他の1つの有限責任合資企業と合併する、あるいは、他のたかさんの有限責任合資企業（有限責任合資企業）と合併することができる。

有限責任合資企業（有限責任合資企業）が合併することができるのは、以下の条件に沿って実施された時である。

1. 他に合意がなされている場合を除き、有限責任合資企業（有限責任合資企業）の出資者会議で、満場一致で合併に対しての合意が得られた。前述した会議での議決は、議決が出された日から数えて公務日10日以内に、企業登録係官に通知しなければならない。
2. 債権者が知った日から60日以内の期限で反対を表明するために、これ以降反対を続けるために、そして前述した期限の中で、債権者が反対しないあるいは回答がないようにするために、合併の決議がされた日から数えて公務日10日以内の期限で、少なくとも1回は、適切なマスコミに対して合併について通知し、合併のことを自身の債権者に対して知らせなければならない。
3. 新しい企業登録をする。

第57条 合併反対と合併の効果

負債の清算が合併前になされることを除いて、ある債権者から合併について反対されている有限責任合資企業（有限責任合資企業）は、合併することはできない。

有限責任合資企業（有限責任合資企業）の合併は、企業の解散（ユプルーク）ではない、そして過去の義務と責任を消失させるものでもない。

エ. 有限責任合資企業（有限責任合資企業）の解散（ユプルーク）

第58条 解散（ユプルーク）の理由

有限責任合資企業（有限責任合資企業）は、以下に述べる3つの理由で解散（ユプルーク）されることがある。出資者間での合意、裁判所の判決による解散（ユプルーク）並びに法律面における理由である。

有限責任合資企業（有限責任合資企業）は、いかなる理由により起きたものであるかにかかわらず、解散（ユプルーク）の理由が上がってきてから公務日10日以内の期限で、企業登録係官に一時解散の通知をしなければならない。

第59条 出資者の合意による解散（ユプルーク）

有限責任合資企業（有限責任合資企業）は、出資者の全員一致による合意で、いつでも解散（ユプルーク）することができる。

第60条 裁判所の判決による解散（ユプルーク）

以下のことに直面した時に、自身の有限責任合資企業（有限責任合資企業）の解散（ユプルーク）を審査するために、有限責任合資企業（有限責任合資企業）の出資者は裁判所に要求することが可能となる。

1. 有限責任合資企業（有限責任合資企業）のビジネス実施が赤字である、そして解決することができない。
2. 不可抗力な理由で、有限責任合資企業（有限責任合資企業）がこれ以上ビジネスを実施することが不可能になった。
3. 自身がだまされて、あるいは、強制されて出資者になった。
4. ある出資者が、出資者の契約又は決まりを故意に違反した、あるいは、故意に違反している、又は、注意を怠る行為があり、有限責任合資企業（有限責任合資企業）に対して酷い損害をもたらした。

裁判所に対して解散（ユプルーク）の要求をした出資者は、上記に記載されたケースの理由を持つ者であってはならない。

その原因になった出資者が損害の賠償を払う、あるいは、解散（ユプルーク）する代わりに出資者が出ていくように、すべての出資者は裁判所に対して要求することができる。この場合、有限責任合資企業（有限責任合資企業）は、他に全出資者が合意した場合を除き、当事者が起こした被害額を差し引いた分を、資産分割時の真実の価格に沿って、企業の資産を関係者に分割しなければならない。

第61条 法的な理由による解散（ユプルーク）

有限責任合資企業（有限責任合資企業）には以下のように、ある何らかの法的な理由による解散（ユプルーク）もありうる。

1. 契約の中であるいは有限責任合資企業（有限責任合資企業）の規則の中で規定された解散（ユプルーク）
2. 有限責任合資企業（有限責任合資企業）に出資者が1人しか残っていない。
3. 他に合意があることを除いて、出資者の誰かが死

企業法

亡する、破産する、あるいは、行動面においての能力を失う。

4. 本企業法第II編第2章と第3章の中で定められたように解散（ユプルーク）する。

出資者の誰かが死亡した、しかし ڤິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）は解散（ユプルーク）にならなかった。死亡者の遺産相続人は ڤິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の利益分配あるいは資産分配時には、死亡者の資産を十分に受け取る権利を有する。

第62条 一時的な解散（ユプルーク）の影響

ڤິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の一時的な解散（ユプルーク）の影響は、以下のとおりである。

1. 出資者は、ڤິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の利益を要求するにあたって、その権利を一時的に停止させられる。

2. 清算されていない全出資者の出資費用に対する責任は、そのままである。

3. 一時的に清算を停止する、そして、受け入れなければならない企業の負債は、清算されなければならない。

4. ڤິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）は、ビジネス実施の権利を持たない、しかし、まだ済んでいない仕事を継続し完了させ、そして清算事業を行うために、解散（ユプルーク）の通知がされ、そして永久的に企業登録を抜かれるまでの間、法人のステータスを持つ。

オ. ڤິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の清算

第63条 清算方法

倒産が理由での解散（ユプルーク）、裁判所の判決での解散（ユプルーク）、ڤິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の出資者が1人だけしか残っていないという場合を除いて、資産を分配する方法を選択するために、あるいは、ڤິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の規則の中で定められた清算のために、あるいは、全出資者の合意に沿って、全出資者はお互いに合意することが可能である。

第64条 清算人の任命あるいは解任

ڤິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の清算は、マネージャーあるいは出資者全員が共同清算人となる、あるいは、出資者のある1人又は外部の人間を代理に清算させることもできる。前述したこの任命において、出資者全員一致の賛成投票が必要である。

清算人を選ぶための出資者の投票において、本条文第1項内でいわれている票数に足りない場合は、ڤິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の全出資者は、裁判所に清算人の任命を要求することができる。

本企業法の本文と第65条の中で定められている清算人は、その任命された形態によって解職される。

第65条 裁判所による清算人の任命

倒産が理由で、裁判所の判決文に沿って、あるいは、ڤິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の出資者が1人だけになったために行う ڤິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の清算人の任命は、裁判所だけが行える行為である。

出資者の誰かの死亡が理由で解散（ユプルーク）された ڤິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）は、死亡した出資者の相続人が権利を有し清算人になることができる、あるいは、参加して清算人になることができる。

相続人が複数存在する時、その中の誰か1人を任命して代わりの代表とする。

第66条 義務を実施することが不可能な清算人の代わりの任命

任命を受けた後で、ある何らかの理由（例えば、死亡したあるいは行動面で能力が欠けた）で、義務を実施することが不可能な清算人は、出資人全員が新しい代わりの清算人の任命まで共同の清算人になる。

ڤິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）は、義務の終了した日から公務日10日以内の期限で、本企業法の本文、第64条並びに第65条の中で規定された清算人の任命、解職、義務の終了について大衆に発表しなければならない。

第67条 清算人の権利と義務

ڤິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）が解散（ユプルーク）させられた場合は、清算人は以下の権利と義務を持つ。

1. ڤິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の負債に関して、大衆に知らせ、そして債権者にこれについての書類を申請させるために、解散（ユプルーク）の理由が生じた日から数えて公務日10日以内の期限で、文面を持って、解散（ユプルーク）について ڤິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の債権者に通知し、そして何らかの適切であるマスコミを通じて宣言する。

2. 資産をすべて集める、資産帳簿を作る、そして資産財産目録を作る。

3. ڤິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）のまだ済んでいない仕事を継続して行い、完了させる。

4. 合意に沿って、ڤິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）を責任者として、自身の業務における義務を実施するにおいて報酬をもらう。

5. 必要な措置を実施する、資産の保護に狙いを定めて、負債の督促を完全に、ڤິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）の資産の売却あるいは委譲をする。

6. 正当性を証明するために、会計監査人に資産目録を送る。

7. 裁判所が任命者の場合は、資産の包括と仕事の結果などについて、関係する債権者、出資者あるいは裁判所に報告する。

8. 必要である様々な問題を承認あるいは合意するために、債権者と出資者の会議を招集する。少なくとも1年に1回は

会議を招集すること。

9. 出資者と債権者会議から委譲された義務を実施する。
10. 毎季ごとの資産目録を企業登録係官に報告する。
11. 債権者に対して清算を行い、そして、余った資産を出資者に分割する。
12. **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ**（一般出資企業）として裁判をする上で、問題の斡旋をする、あるいは、裁判所に訴える。
13. 裁判所がその任命をした場合、全出資人の資産を含む **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ**（一般出資企業）の資産が負債を清算できる額には不十分であると判明した時は、清算人は出資者あるいは裁判所に報告しなければならない。**ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ**（一般出資企業）の清算能力を超えて負債問題を解決できない場合、倒産の審査をするために、清算人は裁判所に訴える。裁判所が倒産の判決を出した後、企業の破産法の中で規定されているプロセスに沿って実施を行う。この場合、すべての業務を資産管理委員会に委譲し、清算人の権利と義務は消失する。

第 68 条 複数の清算人の権利実施

各人に異なる義務を委譲する場合を除いて、複数清算人の権利共同実施は、1 人 1 票の多数決原理を基本として実施されなければならない。しかし任命を受けた日から数えて公務日 10 日以内の期限で、この譲渡に関して企業登録係官に通知しなければならない。
清算人の権利施行における制限事項は、すべて外部の人間には無効である。

第 69 条 負債の清算と資産の分割における優先権

負債の清算と資産の分割は、以下に述べる優先権に沿って実践しなければならない。

1. 労働者の給与
2. 契約実行担保法第 4 条の中で規定されているように、政府あるいは個人との間に発生したものでない政府に対する負債
3. 担保のある負債
4. 担保のない負債
5. 本企業法第 44 条第 5 項並びに第 5 項の中で規定されている全出資者に対する **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ**（一般出資企業）の負債
6. 全出資者に対して利益の分割あるいは負債の分割
7. 資本を集めた時に、この問題について全出資者が契約合意した場合を除いて、全出資者に集めた資本を返済するにおいて、労働力として集めた資本を返済することは不可能である。

第 70 条 清算が終了した後での清算人の義務

清算業務が終了した後、清算人は、以下のことを行わなければならない。

1. すぐに同意を得るために、資産分配帳簿と負債清

算に関する説明書と総括書を用意し、債権者と出資者の会議に送る。

2. 資産分配と負債清算が終了した日から数えて公務日 10 日以内の期限内で、大衆に対して資産分配と負債清算について発表する。
3. 清算についてすべての書類を、関係する **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ**（一般出資企業）に委譲する、そして清算終了登録を企業登録係官にする。

第 71 条 清算人の責任

清算人は自身の行動について、以下の責任を持たなければならない。

1. 委譲された義務を実施している中で、故意にあるいは過度に注意を怠ることで、**ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ**（一般出資企業）に対して損害を与える行動。過度に注意を怠ることとは、行動しなければならないことを無視してやらないこと、自身が認識している過失の中の行動、生じる損害を知ることが可能な過失の中の行動である。
2. 関係する法律の中で規定されているように、委譲人に対する行動並びに外部の人間に対する行動である。

第 72 条 解散（ユプルーク）の表明と永久に企業登録を抜くこと

本企業法第 70 条第 2 項の中で規定されたように、大衆に発表した日から公務日 10 日以内の期限内で、関係する企業登録係官に **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ**（一般出資企業）の永久解散を通知しなければならない。

関係する企業登録係官は、上記第 1 項の中で規定されているように、この企業の名前を企業登録帳簿から抹消しなければならない。そして抹消した日から数えて公務日 10 日以内の期限内で、大衆に企業名の抹消に関しての発表をしなければならない。

ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ（一般出資企業）は、裁判所が永久的な解散（ユプルーク）の判決を出した日から数えて法人としての条件を終了することになる。

倒産による **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ**（一般出資企業）の解散（ユプルーク）あるいは管理の必要のない **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ**（一般出資企業）については、前述した解散（ユプルーク）についての通知をしなければならない。

第 73 条 **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ**（一般出資企業）の全出資者の責任

すべての出資者は共同で未清算の **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນສາມັນ**（一般出資企業）の負債に対して、責任を取らなければならない。上記第 1 項で規定された場合は、すべての負債を完全に返済するまで清算業務を実行するために、裁判所は清算人を任命する。

企業法

ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業)

ア. 一般原則と企業登録

第74条 出資者に対する責任

ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) の一般出資者は、ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) の負債に対して制限範囲のない責任を持つ。

ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) の負債制限出資者は、ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) の負債に対して、自分がまだ全額支払っていない株の価値を超えない範囲だけの責任を持つ。

企業登録されていない ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) の全出資者は、企業設立時に生じた負債に対して責任を負う。

第75条 企業登録通知要求書の申請

ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) の企業登録通知要求書の申請は、本企業法第43条の中で規定されたように実施されること。

イ. 負債制限出資者と ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) の関係と外部の者

第76条 資本の出資

負債制限出資者は、資本の出資において、お金あるいは物質であってもいいが、労働力として資本として出資することはできない。ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) の株式は、同等の価値を持つものでなくてもかまわない。

資本の出資において、その方法と期限は、ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) の全出資者の合意によるものとする。

第77条 株式の譲渡

負債制限出資者は、他の全出資者から賛成を得ることなく自分の株式を譲渡することが可能である。前述した株式の委譲は、企業登録証の中で通知と変更が生じたその前のみ、外部の人間に対して有効である。

負債制限出資者が何らかの問題に直面した場合は、以下のよう

1. 負債制限出資者が死亡した場合は、他に合意がある場合を除いて、死亡者の相続人が代わりに出資者になる。

2. 出資者が倒産した場合は、企業の倒産に関する法律に沿って、清算委員会に譲渡して実施するために、破産した者の所有する株だけを売却する。破産した出資者の株式を売却することで、前述した出資者は ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) の出資者でなくなるが、しかし、ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) は依然、ビジネスの実施をこれからも継続できる。

3. 行動面において能力が欠如した出資者は、出資者が他の合意をすでに持っていた場合を除いて、当事者の保護

者にケアをしてもらい、代理でその利益マネジメントをしてもらう。

第78条 負債制限出資者の企業マネジメント経営参加に おいての責任

負債制限出資者は、一般出資者から任命された場合を除いて、一般出資者と同じ権限をもつマネージャーになることはできない。

負債制限出資者が、任命を受けずにマネージャーの地位として働く場合、各ケースにおいて以下のような影響がそれぞれある。

1. 企業と外部の人間に対する損害に対して、無制限にその責任を取らなければならない。

2. ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) の出資者が支援あるいは承認、委任してやらせている、あるいは、前述した行動を知っている、しかし反対していない場合は、ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) は外部の人間に対して生じた損害に対して、共同で責任を取らなければならない。

上記の項の中で述べられている、負債制限出資者の ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) のマネジメント経営への参加は、無制限で外部の人間に対してだけ負債に対する責任がある。ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) に対する自身が持つ負債の責任は、変更することができない。

第79条 企業名を使用させる許可の効果

ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) の名称は、一般出資者の名前あるいは苗字を使用することによる。

公式的であろうとあるいは非公式であろうと、負債制限出資者の誰かが ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) に自身の名前を使用させると、一般出資者と同じように、その当事者は ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) の外部者に対する負債の責任を持たなければならない。自身の ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) に対する制限負債の責任は、変わらない。

第80条 配当金あるいは利子

ビジネスが過去の赤字累積が原因で、ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) が赤字又は資本の削減という場合を除いて、負債制限出資者は、ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) のビジネス活動の利益から配当金あるいは利子を得る又は合意された合計額に沿ってお金を得る。

配当金あるいは利子の支払は、ラオス人民民主共和国会計法における毎年の会計年度末に実施される。

ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ (有限出資企業) が正当に支払った配当金あるいは利子については、返還要求をすることは不可能である。

第81条 負債制限出資者の権利と義務

負債制限出資者の持つ権利と義務は、以下のとおりである

1. マネージャーに対して、**ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ** (有限出資企業) のビジネス活動に関して、意見を述べる、助言をする、そして調査をする。
 2. もし任命されたら、**ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ** (有限出資企業) の清算マネージャーになる。
 3. 他に合意がなされている場合を除いて、マネージャーを選挙で選ぶあるいは解任する。
 4. 企業規則の改正と **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ** (有限出資企業) の解散 (ユプルーク) に関して、投票決議する。投票決議の方法については、**ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ** (有限出資企業) の規則の中で明示されている。
 5. そのビジネスが、自分が出資者であるところの **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ** (有限出資企業) のビジネスに類似しているあるいは同じであろうとも、法律に沿って他のビジネスの実施を行う。
- 本企業法第 78 条の中で定められたように、**ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ** (有限出資企業) のマネジメント管理に入ること気をしないで、本条文第 1 項から第 5 項に沿って、負債制限出資者の権利と義務を果たす。

第 82 条 **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ** (有限出資企業) の規定条項の使用

第 IV 編第 3 章の中で規定された様々な規定条項以外に、企業登録、企業内部と外部の連絡、合併、解散 (ユプルーク) そして **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ** (有限出資企業) の清算は、本企業法第 IV 編第 2 章の規定条項を適切に使用しなければならない。

第 V 編 ບໍລິສັດ (株式会社)

第 1 章

ບໍລິສັດ (株式会社) の統合原則

第 83 条 株式会社の株主

株式会社において資本を拠出した者を「株主」という。株主は株式会社の負債に対して、自身がまだ支払っていない株式の価値を超えない分だけ責任を持つ。株式会社の株主は、1 人又は複数の者になる。株主あるいは株式会社設立者は、個人あるいは法人でも可能である。

第 84 条 法人の地位と株式会社の支店

本企業法第 39 条と第 40 条の中で規定されているように、株式会社は法人の地位を持ち、支店を有する、法人が持つその地位並びに **ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນຈຳກັດ** (有限出資企業) の支店と同等である。

第 85 条 株式会社グループ

十分な数の他の株式会社の株式を購入し、そしてその株式

社のマネジメント経営管理の権限を持つ株式会社を「株式会社グループ」という。

上記第 1 項の中で明示されたように、マネジメント経営管理をされる側の会社を「グループ内株式会社」という。禁止されたマネジメント経営管理の範囲は、関係する法規則に沿って実施すること。

第 86 条 (改正) 株式会社設立の契約

株式会社設立の契約は、ラオス人民民主共和国の契約内外債務法に合致させ、文面を持って行われなければならない。株式会社設立の契約には、以下の内容が必要である。

1. 企業名
2. ビジネス実施目的
3. 名称、本社の所在地並びに、もし支店がある場合、その全支店の名称と所在地
4. 価値、株式数、品目、お金、普通株式あるいは優先株式に類別された規定された資本
5. 株式会社設立者の名前、住所並びに国籍、同時に各人の予約総株式数
6. 無制限で株式会社の負債に対して責任を取るに際して、社長に与える権利について明示する文面。本項で規定されている社長の無制限責任は、当事者が株式会社の社長から退いた日から数えて 1 年後に消失する。
7. 全株式会社設立者の名前と署名

本条文第 4 項の中で述べられている規定された資本とは、株式会社の登録資本である。株主が 1 人だけの株式会社は、株式会社設立の契約を作る必要がない。

第 87 条 株式会社の規則

株式会社の主な規則として、以下のものがある。

1. 本企業法第 1 項から第 6 項の中で明示されている全規定事項
2. 株式会社の利益分割あるいは配当金の方法
3. 株式の出資においての方法と決められた時間
4. マネージメント管理
5. 会議と決議の方法
6. 紛争処理方法
7. 解散 (ユプルーク) と清算

本条文第 1 項の内容は、企業登録通知の文面に記載されなければならない。これ以外に企業の方が追加通知することもある。

株式会社の規則には、その社長の署名が必要である。

第 88 条 設立契約あるいは規則の内容変更

設立契約内容あるいは規則内容の解決又は改正については、本企業法第 149 条の中で規定されているように、株主会議の特別議決投票によらなければならない。

設立契約内容あるいは規則内容の解決又は変更

企業法

関する株主会議の議決は、株主会議で変更議決が出された日から数えて公務日 10 日以内の期限内で、関係する企業登録係官に通知しなければならない。

第 2 章

ບໍລິສັດຈຳກັດ (有限会社)

ア. 一般原則と設立

第 89 条 有限会社の株式所有

有限会社は、他の株式会社の株主あるいは他の ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນ (出資企業) の出資者になることが可能である。しかし、自身の有限会社の株主になることはできない。

第 90 条 規定された人数での株主の減少あるいは余剰

株主が合計で 30 人を超える有限会社は、有限会社としての地位をこれからも維持することができる。しかし、本企業法第 149 条の中で規定されているように、特別議決による投票採択を受けなければならない。

有限会社が有限会社としての地位を保ちたいという要求がない、あるいは、投票が必要数に足りなかったという場合、本条文の上記項目の中でいわれている地位を保つために、企業登録書類一式の内容を、プロセスと大衆企業設立あるいは解散 (ユプルーク) の原則に合致させて、改正しなければならない。

有限会社で株主が 1 人だけしか残っていない場合は、改名して「1 人だけの有限会社」として、本企業法第 V 編第 2 章コ項内での規定に沿って実施あるいは解散 (ユプルーク) しなければならない。

第 91 条 有限会社の設立

有限会社の設立には、以下のプロセスと条件を実施する。

1. 最低で 2 人の共同設立者が必要である。そして、有限企業設立契約を、その有限企業の本社がある場所の企業登録係官に提出する。
2. 本条文第 1 項の中で規定されているように、有限企業設立契約通知をしてから、株式購入予約者を探す、大衆に公開で販売提供する方法により株式予約購入者を得ることを禁止する。株式購入予約者は、「株式予約者」といわれる。
3. 有限会社設立会議の開催
4. 有限会社設立者は、すべての業務を有限会社設立会議で選ばれた社長に委譲する。
5. 本企業法第 101 条第 1 項内で規定されたように、社長は、有限会社設立者と全株式予約者に、完全な株式清算をするように要求する。
6. 本条文第 5 項内で規定されているように、清算要求が完全に済めば、清算要求が完全に終わった日から数えて 30 日以内の期限内で、社長は企業登録を行う。

第 92 条 有限会社設立人

有限会社設立人は、ある有限会社の設立者であるが、有限会社の代表ではない、そして少なくとも 1 株以上の株を保有していなければならない。

有限会社設立人の主な義務は、有限会社設立に関するすべての業務を処理し、有限会社設立会議を開催することができるまでにすることである。

第 93 条 株式予約者に対する設立者の責任

有限会社の設立者は、当事者が以下の何らかの行動を起こした場合、株式予約者に対して責任を持たなければならない。

1. 自身の利益のために活動を実施する。
2. 有限会社設立に関連する収入あるいは支出を隠した。
3. 有限会社設立業務の目標外の分野での支出あるいは契約締結
4. 自己の資産を、実際とは違って高く見積もる。
5. 本企業法の中で規定されているように、他の行動に対して責任を取る。

有限会社の設立者は、前述した行動によって生じた損害に対して、法規則に沿って問題を解決し、補償しなければならない。

第 94 条 設立者の外部の人間に対する責任

有限会社の設立者は、共同で、有限会社設立に関係する外部の人間との署名による無制限の契約あるいは承認を受けていない有限会社設立における経費、あるいは承認を受けているがその有限会社がまだ会社登録を受けていないことに対して、責任を持たなければならない。

第 95 条 有限会社設立会議の権限と義務

有限会社設立会議は、以下の権限と義務を有する

1. 有限会社の規則を承認する。
2. 有限会社の設立契約と有限会社設立に関する他の契約を承認する。これは、設立者が第三者と署名するもので、設立者の有限会社設立における経費を含む。
3. 普通株式について、そして、もし優先株という種類のものがあれば、これについても合意する。
4. 有限会社の第 1 期の社長を選ぶ。

有限会社設立会議開催の公務日 10 日前に、設立者は設立に関する報告書と共に名簿、住所、そして各株式予約者が予約した株の総数を、すべての株式予約者に送らなければならない。

第 96 条 有限会社設立会議の議決

有限会社設立会議の議決が、使用できる価値を有するのは、全設立者と株式予約者の半分以上の得票を得て予約株式が予約総株式の半数を下回らない場合である。投票は 1 株 1 票である。

設立者あるいは株式予約者は、有限会社の社長を選ぶための投票を除いて、自身の利益関係に関する討議についての投票権がない。

有限会社設立会議は、利害得失関係あるいは直接利益のある誰か、設立者あるいは株式予約者を決める場であると考えられる。

第 97 条 企業登録通知要求書の提出

有限会社の企業登録通知は、以下の書類を取りそろえること。

1. 要求書と有限会社設立契約書
2. 有限会社設立会議の記録簿
3. 有限会社の規則

企業登録通知要求書には、社長の署名が必要である。

第 98 条 企業登録が遅れた社長の責任

企業登録が遅れたことに正当な理由からであり、社長の過失ではないあるいは株主の議決で継続して企業登録するという出資のあった株式の 5 分の 4 以上の総数の得票があった場合を除いて、企業登録係官は、本企業法第 91 条第 6 項の中で述べられているように、その申請が期限を過ぎた場合は、企業登録を拒否しなければならない。

有限会社が企業登録を受けていない場合は、企業登録係官が企業登録を拒否した日から数えて 3 カ月の期限内で、有限会社の社長は、株代金全額を株主にすべて返却しなければならない。

社長が、企業登録の遅れと株代金返却の不能に関しては自分の責任ではないということを証明できる場合を除いて、制限時間の 3 カ月が過ぎて株購入予約者に株代金全額を返済できなかった件に関係する社長は、その期間の銀行の貸出金利を含めて、未払いの株代金の返済する責任を負わなければならない。

イ. 有限会社の株と株券

第 99 条 株

有限会社の 1 株は、2 キューブ以下であってはならない。

有限会社の 1 株は、株主 1 人あるいは 1 人が有限会社の株主という地位で、権利を使用する者として委任されて、複数者共同でもいい。しかし、未譲渡の株代送金において、有限会社に対して共同で責任を取らなければならない。

有限会社の株は、お金あるいは物質によって構成される。他に合意がされていることを除き、物質をもって出資するには、設立者の 3 分の 2 の投票によって金銭評価されなければならない。そして、会議における株予約者は、有限会社を設立する。お金と物質以外を出資する他の株は、有限会社設立会議において詳細に合意されなければならない。

有限会社の株には、普通株と優先株の 2 種類がある。

第 100 条 株の価値を下げての発行あるいは株の価値の上昇

有限会社の株の価値は、設立契約の中で規定されておかなければならない。この株の価値を「規定価値」という。

本企業法第 177 条の中で規定されているように、有限会社が資本を引き下げた場合を除いて、有限会社は、上記第 1 項中で明示されているように規定価値を下回っての株式を発券する権利がない。

有限会社の株式価値を上げる場合は、本企業法第 115 条の中で規定されたように、実施する時のみ可能である。

第 101 条 企業登録前の株の支払

企業登録前の株の支払とは、本企業法第 91 条第 5 項の中で規定されているように、有限会社設立会議の後における株の支払である。この場合の株の支払とは、もし物質であれば、株予約者は自身の株式支払を完全に終了させなければならない。そしてお金であるならば、少なくとも予約株価値の 70% を支払わなければならない。

有限会社の社長は、有限会社の規則の中で他に規定されていた場合を除いて、企業登録された後いつでも、未払い株式の支払を要求できる。

第 102 条 企業登録後の株の支払

本企業法第 101 条第 2 項に沿って株式清算の要求において、有限会社の社長は、文面による通知文書を作り、30 日前に支払期限と支払わなければならない金額に関して全員に知らせることにより、各株主が所持している株式割合に沿って、株式を支払うようにしなければならない。

株主会議の特別議決による承認を除いて、株価値の支払のために、上で述べられた株価値の清算あるいは本企業法第 115 条の中で規定された増資など、別の場合での株価値の清算は、お金で清算されなければならない、そして有限会社の負債から削減されてはならない。

第 103 条 株を支払わないことの影響

有限企業の社長が出した第 1 回清算要求表明に対して、株式所有者が株を支払わなかった場合は、声明発表を受けた日から数えて、その期間の未払い分に対する銀行の貸付金利に沿って利子を払わなければならない。そして株主会議での投票権は、払った株総数と同等のものだけである。

株を所有している者が、第 2 回の清算通りに全部の株と利子を支払わなかった場合、お金を会社のすべての株と利子の埋め合わせのために、社長は本企業法第 116 条第 1 項から第 4 項で規定されているように、優先権順位に沿って前述した株を販売提供する権利がある。この清算で余ったお金は、関係する株式所有者に返却する。

本条文第 2 項に沿って株を売ったお金が十分ではない場合は、社長は、すべて清算してほしいと督促する権利を有する。もしそのようにならなければ、登録しない、株の移譲、あるいは、関係する株式所有者の株主会議においての投票権の停止とする。

企業法

第 104 条 普通株主の権利と義務

普通株の持主は「普通株式所有者」という。普通株持主は、以下の権利と義務を有する。

1. 有限会社の業務に関する意見・考えを述べる。
2. 有限会社の活動に貢献する。
3. 制限時間どおりに株を支払う。
4. 完全に自身の利益を保護する。
5. 有限会社の規則の中で規定されているように、ニュース情報を得て、そして有限会社の書類を検査する。
6. 自身に対して損害を起こした有限会社の社長、職員あるいは労働者を訴える。
7. まだ清算されていない株価値に対して責任を取る。
8. 有限会社の株式所有者が株を譲渡あるいは売の場合、外部の人間の前に株を買う優先権がある。
9. 有限会社社長の選任あるいは解任
10. 解散（ユプルーク）の場合、清算後余った資産の分配を受ける。
11. 自分が投資した株の割合に沿って配当金を得る。
12. 規定の中で規定されたように、権利を施行して義務の実施を果たす。

本条文第 10 項と第 11 項で規定された配当金と資産の分配は、優先株主と有限会社の債権者に分割されるだけである。

第 105 条（改正） 優先株式所有者の権利と義務

優先株の所有者は「優先株式所有者」という。優先株式所有者は、以下の権利と義務を有する。

1. 本企業法第 104 条第 1 項から第 6 項に規定された権利と義務
2. 普通株式所有者の前に資産と配当金の分配を受ける。配当金は、株主の合意によって固定した価値あるいは株のパーセンテージで受け取る。
3. 他の特別な権利を受ける。前述した特権の改定あるいは解決は、有限会社の規則の中で規定されなければならない。
4. 他に合意がなされている場合を除いて、有限会社が利益を上げている状態である、あるいは有限会社がその株の購入を拒否した後で新しい株を購入したい人を探すことが可能である時に、優先株式所有者は株を売り有限会社から出ることが可能である。

本条文第 4 項内で規定されているように、有限会社が株購入に合意した場合、購入価格は、規定価格あるいは合意に沿った価格でなされる。

有限会社の社長選任に際して、優先株主は選挙権がない。

第 106 条 有限会社の株券の発行

有限会社のダイレクターは、有限会社の企業登録がなされた

日から数えて 30 日以内の期限内で、株主に株券を発行しなければならない。各株券はダイレクターの署名と有限企業の押印がされていなければならない。

株券 1 枚は、少なくとも 1 株あるいはそれより多い価値を持っていること。

有限企業の株券には 2 種類ある。株主の名前が明示されている株券並びに株主の名前が明示されていない株券である。

第 107 条 株式所有者名が明示されている株券

株式所有者名が明示されている株券は、以下の内容を持たなければならない。

1. 株式の番号
2. 有限会社の名前
3. 株式所有者の名前
4. 株式所有者が所持している株数
5. 1 株の価値
6. まだ譲渡されていない株の価値並びにもし明示することができるならその時間制限
7. 捺印と共にダイレクターの署名

株式所有者が明示されている株券は、まだ清算されていない株であってもかまわない。株式所有者が完全に清算し、古い株券の破棄登録をした時に、株式所有者名が明示されている株券は、株式所有者名が明示されていない株券と交換することも可能である。

有限会社の規則でダイレクターは何らかの株を所有しなければならない、という規定があった場合、この有限会社のダイレクターは、株式所有者が明示されている株券のみを所有する権利がある。

第 108 条 株式所有者名が明示されていない株券

株式所有者名が明示されていない株券は、持主を変えることのできる乗り物の一種で、以下の条件を持たなければならない。

1. 株券でありすでに全部清算されたものである。
2. 有限会社の規則の中で規定されている前述した株券の発行において、有限会社の権利について規定する。株式所有者とまだ譲渡されていない株の価値に関しての内容を除いて、株式所有者を明示していない株券は、名前を明示している株券の内容と類似している。

株式所有者名が明示されていない株券は、前述した株券を廃棄して名前が明示された株券を代わりに発行することによって、株式所有者を明示している株券と交換することが可能である。

第 109 条 株の移譲

有限会社の株式所有者名が明示されていない株式の移譲は、株式をお互いに譲渡することにより可能になる。株式所有者が明示されている株の移譲は、以下の場合に実施される。

1. 有限会社の規則の中で規定されたように、委譲に

において有限会社に関しての制限事項内容と合致している。

2. 法律に沿って、株移譲禁止に関しての制限事項に抵触しない。

3. 法律に沿って、株の移譲を受ける。

4. 文面を作成する。これには名前、委譲する者の署名並びに委譲を受ける者の署名、少なくとも片側で1人以上の移譲する側と委譲を受ける側の証人の署名と委譲する株券の番号が必要である。

5. 移譲登録する。もし外部の者に株の移譲を行う場合は、先に有限会社の他の株式所有者に提供販売しなければならない。そして、委譲を受ける者の名前と住所を移譲登録に記載して、移譲登録しなければならない。

有限会社のダイレクターは、もしその株が完全に出資されていないのであれば、名前明示株の移譲登録を拒否することができる。

上記第3項の中で明示されたように、有限会社が株譲渡登録をした場合、譲渡者は、債権者に対して、自身がまだ清算していない部分の譲渡した株について責任を持たなければならない。

第110条 法律に沿っての株の移譲

法律に沿っての株の移譲には、本企業法第103条第2項と第113条第3項に沿っての株の譲渡あるいは死亡、破産、又は、株式所有者の別なケースが原因で委譲される。

法律に沿って株を委譲される者は、株券発行と有限会社の新しい株所有登録のために、前述された株移譲に際しての完璧で正しい証拠と、それと同時に株券を関係する有限会社に示さなければならない。

第111条 法律に沿っての株移譲における制限事項

法律に沿っての株移譲には、以下の制限事項がある。

1. 本企業法第103条第3項の中で規定された制限事項

2. 他の法律に沿っての株の移譲における制限事項、例えば、もしあるとすれば、何らかの種類のビジネスにおいて、外国人、ラオスに永住する外国人あるいは無国籍者の株の所有において制限事項がある。

3. 資産統制機関における株譲渡

4. もし合意されたら、あるいは、有限企業の規則の中で合意が明示されているなら、株式所有者登録帳簿閉鎖時における株移譲

第112条 株式所有者登録帳簿

株式所有者登録帳簿は、主に以下の内容で構成されている。

1. 名前、住所そして株式所有者の国籍
2. 名前明示と名前非表示という株の種類別の、株総数、株価値、株券番号
3. 名前表示株で未清算価値

4. 有限会社の株式所有者を登録した、日にち、月、年
5. 有限会社の株式所有者でなくなった、日にち、月、年

合意された時間に沿って株式所有者が閲覧できるように、株式所有者登録帳簿は、有限会社の事務所内に保管されなければならない。

有限会社のダイレクターは、株式所有者登録帳簿の写しを、その内容に変更があるごとに、あるいは、もし変更がない場合は少なくとも年に1回、遅くとも毎年12月25日を過ぎない期限内で、関係する企業登録係官に通知しなければならない。

第113条 名前が明示された株移譲の無効

本企業法第109条第2項の中で規定されたように、条件に対する違反があった時に、名前が明示された株移譲は無効となる。

株移譲が無効となるということは、委譲された者は、適切に問題が解決されるまで、まだ株を譲渡した有限会社の株主ではないということである。この場合、株の移譲者にはまだ移譲する株に対する所有権がある。

株を無効に譲渡された者が、誰からも異論を言われ、反対されることなく、2年以上純粋な気持ちで株式を所持していた場合、前述した株について正当な持主としての権利を有する。

第114条 移譲する者と移譲される者の責任

株を委譲する者は、まだ清算されていない移譲する株の総金額内で、債権者に対して以下の場合において責任を持つ。

1. 本企業法第109条第4項内で規定された場合に該当する。
2. 移譲される株で清算を要求されている。
3. 移譲を受けた者が清算するためにまだ全部支払っていない。

株を委譲した者の責任は、債権者に対する責任である。そして移譲登録された日から数えて1年後にその責任は消失する。有限会社は株を委譲した者を訴えることは不可能となる。移譲を受けた者は、すべて移譲に伴って来る権利、義務そして拘束義務を得る。

ウ. 有限会社の増資あるいは減資

第115条 増資

総株式量を増やす、あるいは、それぞれの株の価値を増やすことにより、有限会社は、初期の登録資本を増やすことができる。

登録資本の増資は、本企業法第149条の中で規定されているように、株主会議の特別議決の承認を受けなければならない。

第116条 株販売提供の増加

株販売提供の増加は、以下の優先権に沿って順番に販売提供

企業法

する。

1. 株式会社所有者各人が所有している株の割合に沿って、有限会社の株式会社所有者に提供販売する、文面を作成し各人に通知する、それと同時に申し込み締め切り時間も伝える。答えがなかった、あるいは、制限時間より回答が遅かった者は、権利を喪失したとみなす。

2. 規定された制限時間が過ぎた、あるいは、株式会社所有者が自身の割合に沿っての株購入に回答拒否した後で、有限会社の株を所有し購入に関心のあるものに対して提供販売する。

3. ディレクターは、本条文第 2 項に沿って提供販売した後で、残った株を購入し自分のものにする権利を持つ。

4. 外部の人間に提供販売する。移譲の方法とプロセスは有限会社の規則に従って実施する。

株式予約者で、株増資の清算を制限時間どおりに行わない者は、本企業法第 103 条の中で規定されたような処置を受ける。

第 117 条 減資

有限会社の登録資本の減資は、各株の価値を下げる、あるいは、総株式を減少させることにより実施が可能になる。登録資本の減資は、以下の条件に沿って実施されなければならない。

1. 減資により残る株の価値は、2 キープを下回ってはならない。

2. 減資により残る株の価値は、登録資本の半分を下回ってはならない、そして本企業法第 25 条第 3 項の中で明示されている、規定された関係するセクションの資本を下回ってはならない。

3. 本企業法第 149 条の中で規定された特別議決があった時に、登録資本減資が実施できる。

4. 有限会社の債権者は、前述した登録資本の減資に反対しない。

第 118 条 債権者に対する通知

有限会社の債権者に対する反対の表明は、以下のように実施する。

1. 文面をもって有限会社の債権者全員に通知する。減資の理由、株の価値あるいは減少する株の総数を含めて通知する。通知を受け取った日から数えて 2 カ月を下回らない期限で、反対回答を出す期限を定める。前述した制限時間内に回答しない債権者は、反対していないと認識される。

2. 本条文第 1 項の中で明示されているように、回答期限を規定して内容を通達することで、少なくとも 10 回はマスコミを通じて発表する。

第 119 条 発表の反対と責任

関係者すべてが負債の清算をした場合を除いて、債権者の中で誰かの反対があれば、有限会社は自分の減資をするこ

とが不可能である。

有限会社の不手際で、債権者の誰かが減資について通知を受けていない場合、有限会社は、株式会社所有者会議で自身の有限会社に減資をさせる承認議決を出した日から数えて 1 年の期限で、前述の債権者に負債を清算しなければならない。

負債者側に手落ちがあった場合は、債権者は反対していないとみなされる。

第 120 条 増資あるいは減資の登録

ウ項の中で規定されているように増資あるいは減資をする有限会社は、前述した資本変更に関する登録を、以下のように関係する企業登録係官に行わなければならない。

1. 増資の理由で登録する場合は、予約株を清算させると規定された日から数えて公務日 10 日の期限で、その実施をしなければならない。

2. 減資の理由で登録する場合は、反対がない日から数えて、あるいは反対する債権者に対しての負債清算が行われた日から数えて公務日 10 日の期限で、その実施をしなければならない。

増資あるいは減資の登録の後、資本変更登録がされた日から数えて公務日 10 日以内の期限で少なくとも 1 回は、有限会社はマスコミを通じて、社会の人に対してこの変更を発表しなければならない。

新しい資本に変更する要求書には、新たに資本が増えたあるいは減った有限会社の株式会社所有者の名簿、国籍、住所、株券の番号と所持している株総数などを揃えなければならない。

エ. ディレクターと有限会社経営状況

第 121 条 (改正) ディレクター

ディレクターは有限会社の代理である。有限会社ディレクターと外部の人物の関係は、関係する法規則に沿って実施される。

外部の人間がディレクターになった、あるいは、他で決められている場合を除いて、有限会社のディレクターには給料がないが、株式会社所有者会議で合意されたレートと総額の年次手当と毎回の会議参加手当を受け取る。

他で決められている場合を除いて、ディレクターは株式会社所有者であっても、あるいは、株式会社所有者でなくてもいい。

ディレクターの各業務活動は、有限会社の規則の中で規定された義務と権利の範囲内でなければならない、そして株式会社所有者会議全体の統括の下にしなければならない。

1 つの有限会社には、その有限会社の業務の要求によって、複数のディレクターが存在することもある。

複数のディレクターが存在する有限会社で、合意して、外部の人間との契約において 1 人だけの有限会社として権利を持つディレクターのある者を選ぶ。このディレクターを、「大ディレクター」とよぶ。

経営会議議長が大ディレクターに兼任で選ばれた場合、「ディレクター議長」とよばれる。

第 122 条 ディレクターの条件

有限会社のディレクターの条件は、以下のとおりである。

1. 法人ではない。
2. 行動面においての能力を有する。
3. ビジネス実施禁止期間が終わってない。破産した人物ではない。
4. 詐欺あるいは横領の罪状で罪を受けたことがない。

第 123 条 (改正) ディレクターの選挙あるいは解職

ディレクターは、以下のよう選挙される。

1. 有限会社設立会議によって、第 1 期ディレクターが選挙で選ばれる。
2. 次期以降のディレクターは、株式所有者会議によって選挙で選ばれる。
3. 株式所有者通常会議と次に催される会議の間におけるディレクター職は、経営評議会の会議によって任命される。その有限会社に経営評議会がなければ、前述したディレクター任命を規則の中で規定しておかなければならない。そのディレクターがどのような方法で選ばれたかにかかわらず、株式所有者会議により有限会社のディレクターは解任される。

十分な理由がある、あるいは、信頼に欠ける場合は、ディレクターの解任はいつでも行われる。

本企業法の中での規定に沿って、あるいは、この有限企業の規則の中の規定に沿って、選任プロセスに違反があったあるいは解任の場合を除いて、裁判所にディレクターを任命させる、ディレクターを解任させるために、株式所有者あるいは有限会社の経営評議会は訴える権利はない。

第 124 条 ディレクター選任あるいは解任の投票方法

ディレクターの選任あるいは解任の投票は、2 つの方法で実施することが可能である。累積投票型投票と普通型投票である。

累積投票型投票とは、各株式所有者が自身の所持する株総数に、選挙で選ばれる予定のディレクターの総数を掛けて、候補者の誰かに投票する、あるいは、自分が選ぶある一部に投票する。投票数の数え方は、1 株 1 票である。候補者の中で得票の最も多かった者が、選任でディレクターに選ばれた者となる。

累積投票型投票で選ばれたディレクターの解任は、ディレクターに対する反対票がこのディレクターが選挙で選ばれた時の総投票数の少なくとも半数ある時に実施が可能である。

普通型投票とは、1 株を 1 票と数えることによりディレクター 1 人を選ぶための投票である。

本条文第 4 項に沿って選ばれた者は、株式所有者総数の半分以上の票を得た者で、そして株式所有者代表として会議に出

席する。ディレクターの解任は、この場合、ディレクターを選ぶと同様に行う。

第 125 条 ディレクターの総数と任期

有限会社のディレクターは、1 人でもあるいは複数であっても可能である。しかし規則の中で規定される、株式所有者会議の中で合意されなければならない。

有限会社のディレクターの任期は 2 年である。そして再選も可能である。

代理として選ばれたディレクターの任期は、本企業法 123 条第 3 項の中で規定されているように、退任したディレクターの残された任期と同等である。

第 126 条 ディレクターの責任

ディレクターは、以下の行動に対して責任を取らなければならない。

1. 有限会社の規則あるいは有限会社の設立契約の中での規定に沿って、有限会社の目的範囲の違反
2. 有限会社の規則の違反
3. 移譲を受けた範囲を超えた権限と義務の実施
4. 移譲を受けた権利と義務を実施しない。

自分は違反と関係がないと証明することが可能である、あるいは、前述した行動に関しての議決に反対したことがあり、それが会議の記録簿の中に示されているという場合は、ディレクターの地位にある者は、その責任から抜け出すことができる。

有限会社の規則に違反して、ディレクターがある株式所有者に支払ったお金については、その株式所有者は、その分について有限会社に返却しなければならない。

外部の人間に対するディレクターの民事的な責任については、法律の中で規定されているように実施する。

第 127 条 ディレクターの違反に対する責任

本企業法第 126 条第 1 項から第 4 項の中で規定に沿って、株式所有者会議がある行動の承認議決をした時に、有限会社は、ディレクターの外部の人間に対する違反に対して責任を取らなければならない。

ディレクター、職員あるいは労働者から移譲された権利、義務の範囲における違反であるが、有限会社の目的範囲の違反ではない場合は、有限会社は外部の人間に対して責任を取らなければならない。内部の責任、有限会社とディレクター、有限会社の職員あるいは労働者の間での責任について、この場合は、関係する法律の規定に沿って実施しなければならない。

第 128 条 ディレクターの違反に対する処置

本企業法第 126 条の中で規定されているように、有限会社は違反したディレクターに対しての処置を取らなければならない。ディレクターに対する処置とは、有限会社の規則の中

企業法

で規定されているものである。

本条文第1項内で規定に沿って有限会社が処置を行わない場合は、株式所有者の1人あるいは複数の者は、支払済みの有限会社の全株数の40%の株を集めて、有限会社が罰金の実施あるいは行動を停止するように声明書を作ることが可能である。

有限会社に代わって、裁判所に罰金判決あるいは行動の一時停止命令を違反したダイレクターに対して出させるために、前述した株式所有者は、違反したダイレクターに対する有限会社の不履行あるいは不適切な実施に関して、裁判所に訴える権利を有する。

第129条 有限会社を代表してダイレクターとしての義務の実施

ダイレクターの義務の実施には、2つの種類がある。有限会社の代理としての義務を果たすこと、そして特別の義務を果たすことである。

有限会社の代理としての義務を果たすこととは、関係する法律の中での規定に沿って義務を実施することである。この規定事項は、有限会社の職員あるいは労働者も含めて使われる。ダイレクター特定の義務実施には、以下のものがある。

1. 有限会社の設立契約、有限会社の規則、そして株式所有者会議の議決の中で規定されたように、有限会社の活動の管理を正しく実施する。
2. 規定された総数と時間に沿って、株を集める要求をする。
3. 決められた目的と目標に沿って、有限会社の資本を管理して使用する。
4. 有限会社の帳簿保護システムを作る。有限会社の全書類を補完する。
5. 株式所有者会議で承認を得るために、会議に出す前に、今までの、そして数字の正当性、資産総括表に現れるデータに関して、監査官に説明し監査に協力する。
6. 株式所有者に資産総括表の写しを送り、その何部かの写しを、名前が明記されていない株式所有者からの監査要求に備えて保管しておく。
7. 適切で正しく利益分割を行う。
8. 有限会社の職員あるいは労働者を管理し使用する。
9. 自身の利益に関して、それが有限会社の様々な契約に直接的あるいは間接的なものであるか否かには関わらず、又は、会計年度内に生じた有限会社内あるいはグループ会社内での自身の所有株式の増加あるいは減少について、会社に通知する。

第130条 ダイレクターにとっての禁止事項

ダイレクターは、有限会社と競合するようなビジネスの実施について、以下のように禁止されている。

1. 株式所有者会議の同意を得ている場合を除いて、自身のためにあるいは他人の利益のために行うかに関わら

ず、ダイレクターが有限会社と同じビジネスの種類あるいは類似のビジネスの種類を実施することは禁止されている。

2. 自身の有限会社の実施しているビジネスと同じ種類あるいは類似のビジネスをしている普通出資企業の出資者あるいは有限出資企業の一般出資者になる。
3. 他に合意を得ている場合を除いて、自分のためかあるいは他人のためかを問わず、自身の有限会社と何らかのビジネスを実施する。
4. 有限会社の規則で規定されている場合を除いて、有限会社から自身が借金する、自身の家族があるいは近い親せきが有限会社から借金する。この禁止事項は、有限会社の職員や労働者も含めて適用される。

本条文の前述した禁止事項に違反があった場合は、本企業法第128条の中で規定されたように処置処分の実施を受ける。

第131条 外部の人間に対するダイレクター選任における責任

有限会社の規則に沿って正しく選ばれなかったダイレクター、あるいは、ある何らかのそして他の条件が欠けていた者の行為について、有限会社は外部の人間に対する責任から逃げるための根拠とすることはできない。

第132条 (改正) ダイレクターの職位から退くこと
有限会社のダイレクターは、以下の何らかの理由によってその職位から退く。

1. 任期満了
2. 株式所有者委員会の決議による解職
3. 本企業法第123条の第4項の中で規定されたように裁判所の判決がでたため。
4. 死亡、倒産、辞職、行動面においての能力の欠如、本企業法第122条の中で規定されたようにダイレクターとしての条件を満たしていない。

職を退いて代理のダイレクター選任がなされたら、選挙実施日から数えて公務日10日以内の期限で、その新しい変更について登録するために、関係する企業登録官に通知しなければならない。

本条文第2項の中で明示されているように、新しい変更について登録された時に、この新しい変更は外部の人間に対して効力を持つ。

ダイレクターの辞職は、有限会社がダイレクターの辞職届を受理した日から効力を持つ。

本条文第3項の中で規定されたように、裁判所が他で規定したことを除いて、運営評議会の理事長がその期で退いた場合、運営評議会の前期のメンバーは新しい代理選挙があるまで必要な義務を果たさなければならない。

第133条 ダイレクターの登録帳簿本

ダイレクターの登録帳簿本は、以下の内容で構成されている

1. 名前、国籍、生年月日とダイレクターの住所
2. 株券番号価値株種類と各ダイレクターの所有する株総数
3. ダイレクターに選挙で選ばれた年月年
4. 株式所有者が閲覧あるいは監査できるように、株式所有者が有限会社の本社に保管しておかなければならないダイレクター登録本と会議記録簿

第 134 条 (改正) 経営会議

他で合意されている場合を除き、有限会社においてダイレクターが 2 人以上いる場合は、「経営会議」を設立する。資産が 500 億キープ以上ある有限会社は、この経営会議と会計監査人が必要である。

経営会議は、有限会社の規則の中で規定された原則、方法を基本として自身の業務活動をする。有限会社の規則の中で規定されていない場合は、有限会社の経営会議は、企業法第 136 条から第 139 条の中で規定された業務に沿って活動する。

経営会議は、各ダイレクターに責任を持って業務の分担をすることにより業務活動を行う。

経営会議は、議長と副議長がいる、あるいは、いなくてもかまわない。

第 135 条 (改正) 経営会議の権利と義務

経営会議は、以下の権限と義務を有する。

1. 共同実施の中心となる、そして各ダイレクターの業務の調整を図る。
2. 2 つの株式所有者会議の間にポストの空いたダイレクターの任命を行う。
3. 株式所有者会議を通じて提案するために、有限会社のマネージメント経営における計画指針を規定する。
4. 有限会社の規則の中で規定に沿って、権利の実施と他の義務の遂行を行う。

第 136 条 (改正) 経営会議の定足数

経営会議の定足数は、経営会議自身の合意によるが、しかしダイレクター総数の半分を下回ってはならない。ダイレクターの数が 2 人しかいない場合は、その定足数は 2 人である。ダイレクターの誰かに欠員が生じてポストが空いたが、しかし経営会議の定足数には足りている場合は、次の代わりの新しいダイレクターの選任まで、経営会議はその業務活動の継続がまだ可能である。

ダイレクターの職位に欠員がでてポストが空き、本条文第 1 項の中で規定されている定足数より少ない人数になってしまった場合、経営会議は、ダイレクター総数を増やして定足数にしない限り、いかなる業務活動もすることが不可能である。

第 137 条 (改正) 経営会議議長と経営会議副議長

経営会議議長と経営会議副議長は、ダイレクターの中から選挙で選ばれる。

経営会議議長は、経営会議、株式所有者会議の指導者であり、有限会社の規則の中で規定された権利と義務の範囲の下で他の業務を実施する。

経営会議副議長は、業務を補助する者で、議長からの委譲に沿って義務の実施にあたる。

経営会議あるいは株式所有者会議において、議長が多忙で出席できない場合は、副議長の誰かに代理で会議議長を委譲することができない場合は、投票でダイレクターの誰かを代理として、その会議だけの議長にする。

経営会議のない有限会社の株式所有者会議では、ダイレクターの中から議長を選ぶ。

第 138 条 (改正) 経営者会議の招集

各ダイレクターは、経営者会議を招集する権利を有する。

ダイレクター自身は、会議に出席しなければならない。他のダイレクター全員の同意を得た場合のみ代理を出席させることができるが、他人を代理で出席させることは禁止されている。代理人あるいは代表者は意見を言う権利はあるが、議決投票権はない。

必要な場合は、経営者会議は、何らかのコミュニケーション様式を通じて実施する「非公式会議」という会議様式を使用することもできる。

第 139 条 (改正) 経営者会議の議決と記録簿

経営者会議の会議記録簿は、会議に出席したダイレクターの過半数以上の賛成を得た場合に、これを使用する価値が生じる。

ダイレクターの地位として、経営者会議の会議議長は、他のダイレクターと同じように投票する。前述した投票採決の結果が同票であった場合は、決定するために議長にもう一度投票させる。

その議決の投票に利害関係のある、あるいは、直接関係する利益を有するダイレクターは投票できない。

会議において何らかのコミュニケーション様式を使用した時、議決方法を詳細に区別することにより、非公式会議の議決を有限会社の規則の中で規定する。

経営会議の会議において、毎回、記録簿あるいは会議報告書を作らなければならない。経営会議の会議記録簿は、有限会社の本社に保管し、この書類あるいは情報が、商売上の機密又は有限会社の競争戦略である場合を除いて、株保有者が閲覧あるいは監査が可能ないようにしなければならない。

第 140 条 (改正) 有限会社の職員と労働者

有限会社の職員は、マネージャー、書記、計理士そして他の一般職員によって構成されている。

その有限会社に経営会議がない場合は、有限会社の職員は、

企業法

経営者会議又はダイレクターにより、任命あるいは解任される。有限会社の労働者は、マネージャーにより、雇用あるいは解雇される。

有限会社の職員は、月給をもらう。有限会社の労働者は、賃金を報酬としてもらう。有限会社の職員の月給と労働者の賃金は、株式所有者会議によって承認される。最低賃金は、関係する法規則の中で規定された最低賃金を下回らないものでなければならない。

有限会社の職員と労働者は、移譲された自身の権利と義務を実施しなければならない。

有限会社のダイレクターと職員並びに労働者の関係は、関係する法律の中で規定されたように実施されなければならない。

雇用あるいは業務の委譲については、委譲する者の署名と共に、委譲する権利と義務に関して詳細に規定する文面を作らなければならない。

マネージャーがいない有限会社においては、マネージャーに代わってダイレクターが権利と義務を実施する。

オ. 有限会社の株式所有者会議

第 141 条 (改正) 株式所有者会議

有限会社の株式所有者会議は、有限会社の最高組織である。有限会社の株式所有者会議には 2 つの種類がある。通常会議と臨時会議である。

通常会議は、少なくとも 1 年に 1 回開催されなければならない。開催期間は有限会社の規則の中で規定される。

会計監査人の職位に欠員が生じた等、必要な時に通常会議が開催される。

以下のような条件において、通常会議が開催される。

1. ダイレクターの過半数が株式所有者会議の開催に同意した。
2. 株所有者が裁判所に訴えて、裁判所が会議の開催を命令した。
3. 少なくともすでに支払われている全株数の 20% に相当する株式所有者からの要求があった。

本条文第 3 項内の規定に沿っての会議の招集は、前述の総株式所有者は名前を束ねて、経営会議あるいはダイレクターに、会議開催の目的に関する内容を明示した提案書を出す。経営会議あるいはダイレクターが前述した提案書を受け取った後、経営会議あるいはダイレクターは、この会議開催要求提案書を受け取った日から 30 日以内の期限内で、臨時会議を開催しなければならない。

第 142 条 (改正) 会議開催前に株式所有者に対する通知
通常会議あるいは臨時経営会議、あるいはダイレクター会議の開催前に、必要な書類の発送を含めて、日にち、開催時間、終了時間と会議場所そして会議に関する事項について、遅くとも会議開催の公務日 5 日前までには、株式所有者全員に知

らせなければならない。

経営会議の株式所有者会議の開催延期あるいはダイレクター会議の開催延期の場合は、本条文第 1 項の中で規定されているプロセスと同じように実施しなければならない。

株式所有者への通知は、直接送るか、あるいは、適切と思われるコミュニケーション様式を通じて送る。

第 143 条 会議の定足数

有限会社は、有限会社の規則の中で、株式所有者会議の定足数と会議実施規定について詳細に規定しなければならない。それが規定されていない場合、定足数として株式所有者が少なくとも 2 人参加していなければならない。そして全支払済み株総数の半分以上の株数が必要である。

有限会社の規則で他に会議定足数を規定することは可能であるが、本条文第 1 項の中で規定されている総数より低いものであってはならない。

株式所有者が出席しているが、委譲されて無効となった株は、株式所有者会議の定足数に含めることはできない。

第 144 条 会議の会議事項

会議の議長は、合意された会議の会議事項の実施を行い、その順番を守らなければならない。会議出席の半数以上の株式所有者の意見で、会議事項の順番変更が行われる。

株式所有者会議は、会議における会議事項を増やすことができる。しかし清算された株総数の 3 分の 1 以上量の株を持つ株式所有者の提案でなければならない。

審査に時間をたくさんかけなければならない場合は、会議は、本企業法第 142 条の中で規定されたプロセスに沿って、新たに会議を招集する必要もなく、日を改め、別の時間に討論を延長し審査することに合意できる。

第 145 条 会議の場所と規定

必要である、あるいは他に合意されている場合を除いて、株式所有者会議は、有限会社本社で開催されなければならない。会議開催の約束時間を 2 時間過ぎても参加者が会議の定足数に足りない場合は、議長は会議の一時停止を命ずることができる。

会議一時停止の日から公務日 15 日以内に、会議を新たに開催し、その会議を実施する。その際に会議の定足数を満たす必要はない。

第 146 条 投票に際しての権利の制限

以下の場合に株式所有者は、投票に際しての権利を制限されることがある。

1. 有限会社の規則の中で規定に該当する場合。
2. 他に合意されている場合を除いて、株式所有者が、まだ株を清算していない。
3. 会議開催前に、当事者は、前述した株券を会議司会者あるいはダイレクターに見せた場合を除いて、名前が非明

示の株券所有者である。

4. 株式所有者が承認投票問題に関して利害関係がある、又は、直接利益を持つ。

本条項第4項に沿っての株式所有者の規定は、株式所有者会議が決める。

第147条(改正) 代表者に代理として会議に出席することを委譲すること

株式所有者は、ある代理人に会議に出席することを委譲することができるが、その委譲は文面をもってなされなくてはならない。そして会議が始まる前に以下の内容をもって、経営会議あるいはダイレクターに委譲しなくてはならない。

1. 代表者名と委譲する株式所有者名
2. 株式所有者が譲る株の総数
3. 名前、時間、会議場所の名前と委譲する範囲。代わりに投票しなければならない場合は、どの議題についてかを明示する。

委任状の中で規定されている場合を除いて、代表者の票数は、委譲する者の持っている票数と同等である。

第148条 株式所有者会議の議決

株式所有者会議の議決には2つの様相がある。一般議決と特別議決である。

一般な議決とは、1株1票で数えて、会議に参加した総票数の半数以上の票数を得た場合に、その議決が有効となる。

第149条 株式所有者の特別議決

特別議決を出すために会議を前もって決めておく。本企業法第142条の中で規定されたように株式所有者に知らせなければいけない。そして問題を規定して会議で議決を出す。

特別議決のための株式所有者会議で、その開催は1回あるいはそれより多くてもいい。特別議決が有効となるのは、株式所有者あるいは株式所有者の代表の投票が少なくとも会議参加者の3分の2を占め、少なくともすでに支払われた全部の株の80%を持っていることである。

特別議決されなければいけない問題は、以下のとおりである。

1. 本企業法の中で規定された問題に対する投票
 2. 規則あるいは有限会社設立契約の変更
 3. 増資あるいは減資
 4. 有限会社の合併あるいは解散(ユプルーク)
 5. 全事業の売却あるいは移譲、あるいは、有限会社の重要な部分を他の人物に売却する。
 6. 他の有限会社の事業を購入する、あるいは、移譲を受ける。
 7. 株式所有者が30人を超えた時の有限会社としてのステータスの維持
- 承認の議決が下りた後で、承認を得た日から数えて公務日で10日以内に、この議決を関係する企業登録係官に持っていき

登録をする。

第150条 議決方法

株所有議会の一般議決と特別議決は、毎回の会議での同意によって、投票方法を秘密投票あるいは公開投票で実施することができる。

第151条 少数派株式所有者の権利と利益の保護

本企業法第148条と第149条の中で規定されたような得票があった時に、株式所有者会議の議決は有効になる。しかし前述した議決の結果、有限会社に多大な損害を与えた場合、合意に沿って、前述した会議の議決に反対した株式所有者に対して、補償金を支払わなければならない。

第152条 株式所有者会議の議決の廃棄

裁判所の判決によってのみ、株式所有者会議の議決は廃棄される。以下の場合には、裁判所は株式所有者会議の議決を破棄することができる。

1. 有限会社の規則あるいは有限会社設立契約の違反
2. 議決に関する規定の違反
3. 本企業法第142条の中で規定されているように会議開催通知規定の違反

第153条 株式所有者会議議決廃棄要求権の所有者

株式所有者会議議決廃棄審査のために、裁判所に訴えることができる権利を持つ者は、株式所有者とダイレクターである。株式所有者のある者が死亡したあるいは行動面において能力を欠く場合、相続権者あるいは当事者の保護者も同様に、裁判所に対して株式所有者会議の議決廃棄を要求する権利を有する。

株式所有者会議が議決を出してから60日以内の期限で、株式所有者はその実施を行わなければならない。

第154条(改正) 通常会議の権利と義務

株式所有者通常会議の権利と義務は、以下のとおりである。

1. 有限会社規則と有限会社設立契約の権利と義務の承認
2. ダイレクターあるいは経営会議を選挙で選ぶ。
3. 会計監査人を選挙で選ぶ。
4. ダイレクターの年次手当、会議参加手当あるいは月給の同意
5. 会社職員の月給、会社会計監査人と会社の他の労働者の賃金に同意する。本企業法第160条第3項に沿って、裁判所から任命された会計監査人については、当該者の賃金を定める者は裁判所である。
6. ビジネス実施、収入支出帳簿に関する総括報告書、有限会社のビジネス実施計画についての承認
7. 配当金の分配方法

企業法

8. 必要性があると見られる権利の実施と他の義務の履行

通常会議は、ある通常会議と次の通常会議の間に生じる対処が必要な問題に対して、権利と義務の実施にあたる。

カ. 有限会社の財務

第 155 条 配当金分配

他に合意がある場合を除いて、配当金分配とは、支払った 1 株 1 株に対して百分率の割合で分配することである。配当金分配は、事前に株式所有者会議の同意を得なければならない。ここ数年来において会社が継続的に赤字であれば、有限会社が配当金を出すことを禁止する。

本条項第 2 項について違反が生じた場合、その結果、会社の債権者が名誉を失墜させられた場合、債権者は株式所有者に分配された配当金の返却を訴えることができる。しかしこの訴えは、前述の配当金を受け取った日から数えて 1 年以内の期限に、なされなければならない。

第 156 条 予備資金

予備資金には、規定に沿った予備資金と他の予備資金がある。規定に沿った予備資金は、危険保証のための予備資金であり、毎年、予備資金を作るために有限会社が赤字金額を差し引いた後の純益から 10% 差し引くものである。この有限会社の規則で他に規定されている場合を除いて、予備資金が蓄積され有限会社の登録資本の半分に達した場合、その有限会社は、前述の予備資金へ蓄積するために純益から 10% 天引きすることを一時停止することができる。

他の予備資金については、株式所有者会議の同意に沿って作ることができる。

第 157 条 予備資金の使用

他に法律が規定している場合を除いて、有限会社の規定に沿った予備資金は、有限会社の赤字の穴埋めをするためだけに使用されなければならない。他の予備資金は、株式所有者会議の同意を得た時のみ、有限会社の赤字の穴埋めをするために使用することが可能である。

キ. 有限会社の会計監査

第 158 条 会計監査

会計監査とは、会計法の中で規定された会計制度に沿って、情報と記帳方法の正当性を監査することである。

株式所有者の監査は、株式所有者会議内において自身が自ら選任して選んだ会計監査人によって実施される。

有限会社は、その資産が 5 百万キープ以上の場合を除いて、株式所有者会議での合意に沿って、有限会社設立の日から会

計監査人を雇用する、あるいは、常用雇いとして、あるいは、必要な時期に沿って雇用する。

第 159 条 会計監査人としての条件

会計監査人としての条件には、以下のものがある。

1. 有限会社のダイレクター、職員あるいは労働者ではない人物である。
2. 会社と利害関係がない、あるいは、直接的な利益関係がない。株式所有者は前述した人物ではない。会計監査人は、株式所有者あるいは外部の人物であってもよい。

第 160 条 (改正) 会計監査人の選任あるいは解任

株式所有者会議により、会計監査人は選任あるいは解任される。

会計監査人の地位に空きがでた場合、それがどのような理由であろうとも、経営会議あるいはダイレクターは、会計監査人の代理を選んで欠員を埋めるために、臨時会議を招集しなければならない。

本条文第 2 項内で規定されているように、もし違反があった場合は、株式所有者 3 人以上で株式所有者名を集めて、裁判所に対して、代替りの会計監査人の任命要求をする権利を持つ。

第 161 条 会計監査人の権利と義務

会計監査人の権利と義務は、以下のとおりである。

1. 賃金をもらう。
2. 必要性が判明された時に何時も有限会社の会計を監査する。
3. 有限会社のダイレクター、職員あるいは労働者に対して、自身の会計監査問題に関する各話題について尋ねる。
4. 収入会計、支展会計報告書を作成し、有限会社の会計システムと会計の数字についての正当性と過ちを確認する。

第 162 条 通年ビジネス実施報告書

有限会社の通年ビジネス実施報告書は、以下のような主な内容で構成されている。

1. 全資本、登録資本と販売したがまだ清算されていない株の総数
2. 株の種類と販売され清算された株の総数
3. 名前、所在地と有限会社が所持している他会社におけるビジネスの種類、あるいは、有限会社が所持しているグループ内会社におけるビジネスの種類、株の種類と株の総数
4. 本企業法第 129 条第 9 項内の規定に沿った情報
5. 各ダイレクターが有限会社から得た総量あるいは価格で示される報酬結果

6. 有限会社の規則の中で規定された他の問題

第 163 条 株式所有者が有する書類の写しを検証する権利
商売上の秘密と競争上の戦略に係る書類の場合を除いて、公務時間内のいつでも、有限会社の企業登録に関して、株式所有者は検証あるいは書類の写しを取る権利を持つ。徴収するコピー代は、写しを取る時に支払った初期値段のみである。

株式所有者は、有限会社のダイレクターに、有限会社がコピーしてくれた書類の写しが正しいことを証明する署名を要求する権利がある。

ク. 有限会社の合併と解散 (ユプルーク)

第 164 条 有限会社の合併

有限会社は、どちらかの元の会社として、又は、新しい会社
に変わるため、他の会社と合併することが可能である。

有限会社が合併できるのは、以下の時である。

1. 本企業法第 149 条の中で規定されたように特別な議決がでた場合
2. 債権者がこの発表を知ってから 60 日内の期限で反対の意思を表示することができるように、今後の手続きに反対することができるようにするために、議決が出された日から数えて公務日 30 日以内に少なくとも 3 回は、いずれかのマスコミを通じ、自身の債権者に対して合併について発表する。債権者の中で前述した期限内に何も答えなかった者は、合併に反対しないとみなされる。
3. 新しい企業登録
合併反対と有限会社の合併の結果については、本企業法第 57 条の中で規定されているのと同じように実施しなければならない。

第 165 条 解散 (ユプルーク) の理由

有限会社は 2 つの理由で解散 (ユプルーク) される。1 つは法的な理由による解散 (ユプルーク) であり、もう 1 つは裁判所の判決によるものである。

本企業法第 58 条第 2 項の中で規定されているように、解散 (ユプルーク) を考えている有限企業は、自身の一時解散を発表しなければならない。

第 166 条 法的な理由による解散 (ユプルーク)

有限会社は何らかの法的な理由によって、以下のように解散 (ユプルーク) されることがある。

1. 有限会社の規則の中で規定されたように解散 (ユプルーク) される。
2. 本企業法第 149 条の中で規定されているように、有限会社の株式所有者会議の議決により解散 (ユプルーク) される。

3. 倒産した。

4. 本企業法第 II 編第 2 章と第 3 章の中で規定された場合に沿って解散 (ユプルーク) される。

第 167 条 裁判所の判決に沿っての解散 (ユプルーク)

以下に掲げる何らかの理由で、有限会社の解散 (ユプルーク) 審査をするために、ダイレクターあるいは株式所有者の誰かは、裁判所に訴えを起こす権利を持つ。

1. 本企業法の中での規定に沿って、制限事項あるいは設立プロセスにおいて違反があった。
2. 有限会社の設立契約あるいは規則に違反があった。
3. 有限会社のビジネス実施が継続的に赤字で、そして解決が不可能である。
4. 不可抗力な理由で、有限会社が自身のビジネスをこれ以上実施することが不可能である。
5. 本企業法第 90 条の中で規定されている場合を除いて、株式所有者が 1 人しか残っていない、あるいは、株式所有者総数が 30 人以上になった。
もしそれが大きな問題ではない、あるいは、解決が可能なものであれば、裁判所が訴状を受け取って、解散 (ユプルーク) 命令を代理で出す、あるいは、関係する有限会社に誤りを修正させる命令を代理で出すことができる。

第 168 条 一時解散の影響

本企業法第 62 条の中で規定されたように、有限企業の一
時解散は、ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນ (出資企業) の解散 (ユプルーク) と同じ影響結果がある。

ケ. 有限会社の清算

第 169 条 清算方法

破産が原因で解散 (ユプルーク) になり、裁判所が破産を宣告した、有限会社の株式所有者は 1 人だけしか残っていないあるいは 30 人以上いるという場合を除いて、全株式所有者は、資産の分割あるいは清算の方法を、有限会社の規則の中で規定されていることに沿って選ぶか、あるいは、株式所有者お互いの同意によって選ぶか、話し合っ
て決めることができる。

第 170 条 清算人の任命あるいは解任

有限会社の清算人の任命あるいは解任は、有限会社の規則の中で詳細に規定しなければならない。有限会社の規則の中で前述した任命あるいは解任について規定していない場合は、株式所有者会議で投票し、その議決をもって清算人を選ぶ。その場合は、少なくとも会議に出席している株式所有者と株式所有者代表の 3 分の 2 の得票が必要である。清算人は一般の人物で、有限会社の内部あるいは外部の間人もなることができる。

企業法

本条文第1項の中で明示されているように、清算人が不足しているため新たに選ぶため株式所有者が投票する場合、有限会社と利害関係がある者は、裁判所にその任命を要求することができる。

企業法の本条文と第171条の中で規定された清算人でその形態で任命された者は、その形態により解任される。

第171条 裁判所による清算人の任命

破産、裁判所の判決、有限会社の株式所有者が1人しか残っていない、あるいは、株式所有者が30人以上いる、有限会社の解散（ユプルーク）があった場合、清算人の任命は裁判所が行う。

第172条 職務を果たすことができない清算人の代理の任命を受けた後、死亡あるいは行動面で能力が欠如したなどの理由で職務を果たすことができない清算人については、代理の新しい清算人を任命しなければならない。その方法として代理の清算人の選任が先で、任命はその後になる。

有限会社は、前述した任命、解任あるいは職務の終了があった日から数えて公務日10日以内に、本企業法第170条と第171条の中で規定されているように、この清算人の任命、解任あるいは職務の終了について一般大衆に発表しなければならない。

第173条 清算あるいは負債の分配に際しての優先権

清算あるいは負債の分配は、本企業法第69条第1項から第4項に規定されている優先権に沿って実施される。

本条文第1項に規定されているように、債権者に完全に分配された後で、もし余剰があれば全株式所有者で分配しなければならない。

第174条 วิสาหกิจร่วมส่วนสามัญ (一般出資企業) の清算に関する規定条項の使用

第V編第2章ケ項の中で規定されている規定条項以外に、有限会社の清算は、本企業法の中で明示されている、清算人の権利と職務に関する第67条の規定条項、複数の清算人の職務遂行に関する第68条、清算後の複数の清算人の職務に関する第70条、清算人の責任に関する第71条、並びに、解散（ユプルーク）の通知と永久に企業登録抜き取りに関する第72条を適切に使用しなければならない。

コ. 1人だけの有限会社

第175条 1人だけの有限会社

1人だけの有限会社の設立は、以下のプロセスを経て実施しなければならない。

1. 本企業法第177条第1項の中で規定されたように、総量に沿って完璧に1人だけの有限会社として資本を支払う。
2. 1人だけの有限会社の規則の草案作り

3. 企業登録する。

第176条 企業登録通知要求書の提出

1人だけの有限企業にするための企業登録通知には、以下の書類が必要である。

1. 別にマネージャーを任命する場合は、要求書と権利譲渡書
2. 1人だけの有限会社の規則
別にマネージャーを任命する場合は、上で明示されている各書類には株式所有者とマネージャーの署名が必要である。

第177条 1人だけの有限企業の株の支払と株の移譲

企業登録する前に、1人だけの有限企業の株式所有者は、現金でそして物質で株を支払わなければならない。

企業登録がされた後で、1人だけの有限企業の株は会社から抜き取ることは不可能であるが、移譲並びに相続することは可能である。

企業登録された日から数えて30日以内の期限で、1人だけの有限会社は株券を企業登録係官に送って署名を受ける。

1人だけの有限会社の株券は、持主を変えることはできない。

第178条 1人を上回る株式所有者総数

1人だけの有限会社で株式所有者の数が1人を上回る場合は、有限会社と名前を変えなければならない、そして本企業法の第V編第2章第ア項からケ項の中で規定されたものに合致させて実施され、また解散（ユプルーク）されなければならない。

第179条 株式所有者の権利と義務

1人だけの有限会社の株式所有者の権利と義務は、以下のとおりである。

1. 1人だけの有限会社の規則を承認することに合意する。
2. マネージャーを雇用する。
3. 必要性が見出された時には、会計監査人を任命する。
4. マネージャーの月給、会計監査人と労働者の賃金に同意する。
5. 1人だけの有限会社のビジネス実施報告総括書、収入会計、支出会計そしてビジネス実施計画を承認する。
6. 配当金の使用
7. 1人だけの有限会社の規則の中で規定されたことに沿って、権利と他の職務を遂行する。

第180条 マネージャー

1人だけの有限会社のマネージャーは、株式所有者自身あるいは外部の者を雇用したものであるかもしれない。外部からのマネージャーは、株式所有者の合意に沿って報酬金を受け取る。株式所有者は、マネージャーを1人あるいは複数雇用

することができる。

マネージャーは、1 人だけの有限会社の規則の中で規定されているように、自身のすべての業務活動をする。

マネージャーは、自身の一部の業務を他人に委譲し補助することができる。

第 181 条 (改正) マネージャーの雇用契約

1 人だけの有限会社のマネージャーの雇用は、契約内外債務法の中で規定されているように、文面をもって行わなければならない。契約の内容は、権利、義務、賃金、契約相手の責任と契約の破棄について詳細に規定しなければならない。

マネージャー、1 人だけの有限会社と外部の人間の関係は、関係する法律の中で規定されたように実施しなければならない。

第 182 条 雇用されているマネージャーの禁止事項

1 人だけの有限会社に雇用されているマネージャーの禁止事項では、以下のような、1 人だけの有限会社と競争するようなビジネスを実施する権利がない。

1. 株式会社所有者の合意を得た場合を除いて、自身のためあるいは他人の利益のためかを問わず、1 人だけの有限会社と同種のあるいは類似のビジネスを実施する。

2. 株式会社所有者の同意を得た場合を除いて、1 人だけの有限会社の行うビジネス業種と同じあるいは類似するビジネス業種を行う ວິສາຫະກິດຮຸ້ນສ່ວນ (出資企業) の負債に対する無限責任の出資者になる。

第 183 条 有限会社の規定条項の活用

本編第 2 章コ項の中で規定された規定事項以外に、増資あるいは減資、金融、会計帳簿監査、合併、解散 (ユプルーク) そして清算については、適切に有限会社の規定条項を使用しなければならない。

第 3 章

公開会社

ア. 一般原則と設立

第 184 条 公開会社の株式所有者総数に関する原則

公開会社は、設立者であるところの株式所有者が少なくとも 9 人いなくてはならない。そして企業登録された日から会計監査人が必要となる。

公開会社で株式所有者が 9 人に及ばないところは、本企業法第 V 編第 2 章ケ項の中で規定されたように、会社を解散 (ユプルーク) して清算を実施しなければならない。

第 185 条 公開会社の株式所有者総数に関する原則

公開会社設立者は、以下のような個人あるいは法人である。

1. 行動面において能力のあること。

2. ビジネス実施禁止時期がまだ終わっていない、破産宣告された人間でないこと。

3. 詐欺あるいは横領の罪状で刑の宣告を受けていないこと。

4. 所有株を合計すると、少なくとも登録資本の 10% を占めること。

ラオス政府が詳細に規定したラオス国籍を持つ者が設立者の総数の半分以上必要であるという場合を除いて、ラオス人民民主共和国に在住するラオス国民、ラオスに永住する外国人、無国籍者あるいは外国人はみな、百パーセント資本の公開会社を設立する権利がある。

第 186 条 公開会社の株式所有者

企業登録係官に公開会社設立契約通知を行い、公開会社の株購入予約者がすべて揃ってから 90 日以内の期限内で、公開会社設立会議を開催しなければならない。

本条文第 1 項の中で規定された時間通りに公開会社設立会議が開催できなければ、設立者は、関係する企業登録係官に、会議の延期が合意された日から数えて公務日 10 日以内の期限内で通知しなければならない。

それ以降の会議は、企業登録係官に通知した日から数えて 30 日以内の期限内で開催されなければならない。もし次回の会議の開催が不可能になった場合は、公開会社設立契約はキャンセルされる。そして公開会社は全部の株予約者に対して株金の返済をしなければならない。

公開会社設立会議は、公開会社の本社の所在地にある郡あるいは県において開催されなければならない。そして設立者、株式所有者が出席し、少なくとも総全株数の半分はなければならない。

第 187 条 公開会社設立契約

公開会社設立契約は、本企業法第 86 条の中で規定された内容に沿ったものでなければならない。これ以外に、一般大衆に対する公開での株販売提供において目的を示す文面の明示が必要である。

株の売り買いに関しての法規則に沿って公開会社が企業登録でき、正しく業務実施がなされて、一般大衆に対する公開での株販売提供ができるようになる。

株の売買に関する規定は、別に規定されている。

イ. 株と ໃບຮຸ້ນງຸ້ງ (借入株券)

第 188 条 株と株の支払

公開会社の 1 株は、10 万キープを超えてはならない。

公開会社の株式所有者は、現金株であろうとあるいは物質株であろうと、設立日において完全に株の支払を済まさなければならない。

公開会社が企業登録を済ませたら、株式所有者は裁判所に株

企業法

を戻すことができない命令を出させる。

第 189 条 株券

公開会社の株券は、以下のような主な内容を持つ。

1. 株券番号
 2. 名前と公開会社の企業登録番号
 3. 株式所有者の名前と国籍
 4. 株式所有者が所持している株総数
 5. 1 株当たりの価値
 6. 株券発行年度月日
 7. 公開会社のスタンプとダイレクターの名前と署名
- 公開会社の株券は、持主が変わることが可能である。

第 190 条 株の移譲

公開会社の株は、その内部あるいは外部での移譲が可能である。移譲する者が株券の裏に移譲される者を記名し、関係する者の名前と署名を裏書きした時に株券の移譲は完了したとみなされ、そして譲渡者は株券を譲渡される者に譲る。

株の移譲は、以下の者に対して効力を持つ。

1. 自身が移譲登録要求書を受け取った時に、公開会社に対して効力を有する。
2. 公開会社が移譲登録された時に、外部の人間に対して効力を有する。

要求書類を受け取って、移譲がプロセスに沿って正しいと判定された後で、公開会社は、要求書類を受け取ってから公務日 5 日以内の期限内で、移譲登録しなければならない。

移譲が正しくなかった場合、公開会社は、その問題を解決するために、要求書を受け取った日から公務日 5 日以内の期限内で、要求書を申請した者にその結果を通知しなければならない。

新しい株券への交換方法と期限は、公開会社の規則の中で明示されている。

公開会社が企業登録した日から数えて 2 年以内の期限内で、本企業法第 185 条第 4 項の中で規定されたように、大衆企業設立者は株の移譲ができない。

第 191 条 お金を借りる株券

大衆に提供販売するために、お金を借りる株券を発券することにより、公開会社はお金を借りることが可能になる。お金を借りる株券の発行と提供販売は、株式の売買に関する法規則の中で規定されたプロセスと規定に沿って、正しく実施されなければならない。

大衆に提供販売するために、お金を借りる株券を発行することによって、公開会社がお金を借りることは、本企業法第 149 条の中で規定されたように、特別議決によって得票を得た時に実施することができる。

ウ. 公開会社の合併

第 192 条 公開会社の合併

元の公開会社の名前を残したまま吸収合併する方法、あるいは元の公開会社の名前を残さず新しい会社となる方法で、公開会社は他の会社と合併することが可能である。

公開会社の合併は、ウ項の中で規定された方法以外に、本企業法第 164 条の中で規定されたプロセスに沿って、合併を実施しなければならない。

第 193 条 株式所有者の合併反対

公開会社の株式所有者が合併に反対の議決をすると、前述した反対している株式所有者の株を、株市場で出されている株価であるいは株式市場のその期間の株価で買わなければならない。

株市場で出されている株価あるいは株式市場のその期間の株価に相応しい価格がなければ、株式所有者会議の特別議決で任命された、フリーの専門家の評価株価を採用する。

本条文第 2 項に沿った株価の評価がなされた後で、もし合併に反対した株式所有者がまだ自身の株を売却することを承諾しなければ、関係する公開会社は、反対議決に投票した株式所有者が評価株価に同意するかあるいは同意しないかにかかわらず、合併を進めていく権利がある。そして当事者も新しく合併する会社の株式所有者となる。

第 194 条 合併時間の制限と合併した公開会社企業登録

他の全部を合併する会社からの合併に対する議決を受け取ってから 150 日の期限内で、大衆企業の合併は終了しなければならない。そして前述した合併が完了した日から公務日 10 日以内の期限内で、企業登録をしなければならない。

第 195 条 (改正) 有限会社の規定条項の使用

本企業法の第 V 編第 3 章の中で規定されている様々な規定条項以外に、企業登録通知要求書の申請、設立者の責任、増資あるいは減資、ダイレクターと経営会議、株式所有者会議、金融、会計監査と清算は、適切に有限会社の規定条項を用いなければならない。

第 VI 編 政府の企業

第 196 条 (新) 政府の企業

政府の企業とは、政府が設立した企業で、資本の 50% 以上あるいは全員一致の合意により他の企業が政府の企業になったものである。

政府の企業を「政府企業」という。企業の形という原則の下での政府企業設立とビジネス活動のことを「政府企業」という。

設立、経営管理、ビジネス活動そして他の企業を政府の企業にすることは、特別規定の中で規定されている。

第 197 条 (新) 政府企業設立の条件

政府企業設立の条件は、以下のとおりである。

1. 国家にとって重要で必要な業務分野の中にあるもので、他の経済部門にそのビジネス実施を許可させない、国家戦略分野と国家安全分野などである。
2. 政府が社会に公共利益サービスを提供することを助けることが可能な業務分野内にあるもので、他の経済部門ではそのビジネス実施が不可能である。
3. 効果があるビジネス実施、経済 - 金融面での安定と富の高い蓄積が可能な分野の中にある。

第 198 条 (新) 政府企業のビジネス実施における基本原則
政府企業のビジネス実施において、以下の基本原則を保証しなければならない。

1. 党の政策方針、政府の社会 - 経済開発計画、法規則に合致して関係するセクションの管理下にあること。
2. ビジネス実施メカニズムの主体となる、政府から譲られた資産と資本に対して全面的に責任を取ること。
3. 頑強な、近代的な、公明正大な経営管理メカニズムがあり、定期的な内部監査と外部監査があること。
4. ビジネス効果を上げられるように、大衆組織機関が関係を持つことを保証すること。

第 199 条 (新) 政府企業の経営会議

政府企業は、その設立と同時に経営会議を持つ。そして政府企業の経営管理において、戦略的計画方針面において指導する使命がある。

政府企業の経営会議は、議長、副議長、一部のメンバーと政府企業の部門が補助する。

経営会議議長は、政府の職員でその企業に常駐していなければならない。政府から譲られた資産と資本も含めて、自身の政府企業のビジネス実施に対して全責任を負うという職務を持つ。

副経営会議議長は、政府企業のダイレクターで、政府企業のビジネス実施に対して直接管理をする職務がある。必要な場合は、政府企業は、ダイレクターとして外部から経験のある経営専門家を雇用することができる。

政府企業の経営会議の組織と活動の詳細については、別規定の中で規定されている。

第 200 条 (新) 経営会議の権限と義務

経営会議の権限と義務は、以下のとおりである。

1. 政府企業マネジメント管理において、計画面における戦略を研究する。
2. 企業のビジネス実施の結果を評価する。
3. 政府から譲られた資産と資本使用の効果に対して責任を持つ。
4. 外部から任命された会計監察官を承認する。

5. 政府企業のダイレクター委員会の業務活動を追跡調査する。

6. 法規則の中で規定されたものに沿って権利を行使し、他の職務を果たす。

第 201 条 (新) 政府企業の資金源へのアクセス

政府企業は、以下の資金源にアクセスすることができる。

1. 政府の出す資本
2. 他のビジネス・パートナーとの共同ビジネス
3. 自身の土地、あるいは、他の資産を担保としてお金を借りる。
4. 株式市場

政府企業の土地あるいは他の資産を担保としてお金を借りる、そして、株式市場内の資金源にアクセスすることは、特別規定の中で規定されている。

第 VII 編
合同企業

第 202 条 (新) 合同企業

合同企業とは、国内あるいは外国の、政府あるいは政府企業と他の分野の間における、資本合同による企業である。政府あるいは政府企業を「政府部門」とよぶ。

政府部門と他の部門の資本合同には、以下の 2 つの形態がある。

1. 他の部門が政府企業の株を所有している。
2. 政府部門が他の部門の企業株を所有している。

第 203 条 (新) 他の部門が政府企業の株を所有している。
他の部門は、本企業法第 196 条第 1 項の中で規定された資本割合を上回らないで政府企業の株を所有することができる。

第 204 条 (新) 政府部門が他の部門の企業株を所有している

政府部門は、他の株式所有者との合意によった資本割合で、他の部門の企業株を所有することができる。

規定に沿って政府企業に変わるために全員一致の合意を得た場合を除いて、政府部門が他の部門の企業株式所有に際して、その所有する株の割合が多いかあるいは少ないかに関わらず、他の部門の企業が政府企業にならないようにしなくてはならない。

双方の持ち株比率が 50% で、政府部門と他の部門が資本を合同にする場合、議決における方法と投票に関してお互いに合意しなければならない。

第 VIII 編
企業の管理と検査

企業法

第 205 条 (改正) 企業の管理部門と検査部門

管理と検査において、関係する地方行政機関と共同実施を行うということを基本とした自身の使命に沿って、関係部門に主体性を譲渡し、ビジネス実施においての便宜を図る環境を形成することによって、政府は全国において中央集中で统一的に企業を管理し検査を行う。

第 206 条 (改正) 企業管理と企業検査部門の権限と義務
企業管理と企業検査部門の持つ権限と義務は、以下のとおりである。

1. 自身のセクションが責任を持っているビジネス種の管理、検査とビジネス実施開発に関する指針、政策と法的行為の調査をする。
2. 自身のセクションが責任を持っているビジネス種の管理レベルとビジネス活動の検査を、地方への責任譲渡する指針に沿ってより明確にする。
3. 自身のセクションの活動に関しての政策方針と法的行為の実施において、企業を指導し促進する、また、技術面と人材育成を援助する。
4. 自身が統括しているビジネス種リストにある企業登録について審査し、許可あるいは不許可の合意を出す、そして前述した合意に対して責任を持つ。
5. 政府に提案して承認してもらうために、自身が責任を持つ統制ビジネス種リスト内の活動を増やすあるいは減らす。
6. 自身のセクションが責任を持っているビジネス種の活動において、企業のビジネス活動を管理し追跡調査する。
7. 自身のセクションの規定に違反した企業に対して、ビジネス活動の一時停止命令を出すように企業登録係官に通知する。この通知は文面をもって行われ、それと同時に、前述した一時停止通知請求の理由について明確に詳細に説明する。
8. 法規則の中で規定されているように、権利を施行し他の職務を実施する。
ビジネス活動一時停止命令については、別規定に定める。

第 207 条 (改正) 商工会議所

商工会議所は、ビジネスマンの社会組織である、政府の機関とビジネス単位を結ぶ橋渡しの役割をしている、ラオス人民民主共和国で設立されて活動する様々な業種、労働力を使う者、ビジネスマン協会の代理である。

商工会議所は、企業の正当な権利と利益を守り、ビジネス活動を法規則に沿って正しく活動せしめることを含めて、経済、貿易、工業、金融そしてサービスを支援するために、ビジネス、動員キャンペーン、指導教育、組織作り、ビジネスの統合に関して、政府に対して意見を述べる使命を持つ。

商工会議所の組織そして活動、詳細な権限と義務は、別規定に定める。

第 IX 編

功労者に対する特別待遇政策と違反者に対する処置

第 208 条 功労者に対する特別待遇政策

本企業法の施行において優秀な成果を上げた人物、法人あるいは組織は、適切に、表彰、称賛あるいは特別優遇政策が受けられる。

第 209 条 違反者に対する措置

本企業法に違反した人物、法人あるいは組織は、それぞれの罪の軽重によってその処置を受けることになる。

第 210 条 企業登録を故意による遅延

企業登録係官あるいは関係する人物で、企業登録通知書類を申請した者に対して、理由もなく、例えば、新たに書類を追加して揃えるように督促した、書類を紛失した、あるいは、企業登録の時間を引き延ばしたなど、どのような方法であれ企業登録に故意に時間をかけて遅らせた者は、研修教育、職務移動、解任あるいは公務員から解職されるというような懲戒を受ける。

上記第 1 項に沿った規定事項は、関係セクション係官の統制リスト内にあるビジネス種に対する検査と審査にも含まれて使用される。

第 211 条 企業登録更新命令

企業登録更新命令を出した者は、如何なる者でも職務移動、解職、公務員からの解雇などの懲戒を受ける。
政府からの許可を得ている場合を除いて、上記第 1 項の制限事項は、関係セクション係官の統制リスト内にあるビジネス種に関係する書類あるいは許可書の更新命令にも含まれて使用される。

第 212 条 企業登録しないでのビジネスの実施

誰であろうとも企業登録なしでビジネスを実施すると、1 回につき 1,000,000 キープから 10,000,000 までの罰金となる。もしその該当者が、ビジネスをしている人物のビジネスに純粋な気持ちで参加していた場合、企業登録していないビジネスを実施している人物に対する善意の債権者は、自身の正当な利益を保護される権利がある。

第 213 条 目的と違ったビジネスの実施

自身の企業目的と違うビジネスを実施した個人あるいは法人は、研修教育あるいは 1 回につき 1,000,000 キープから 5,000,000 キープの罰金に処せられる。

第 214 条 不適切な方法での登録

本企業法第 19 条の中で規定されたものと違う誤った方法で登録された企業登録は、廃棄される。

上記第1項の中で明示されたものとは違う誤った方法で個人あるいは組織に企業登録させた企業登録係官は、職務移動、解職あるいは公務員からの解雇などの懲戒を受ける。

第215条 公開並びに情報公開の拒否

企業登録係官あるいは関係する個人が、本企業法第24条第2項の中で規定されているように、その企業から許可を得ることなくその情報を公開してしまった場合、これは政府の秘密に対する違反であるとみなされ、刑事法に沿って罰せられる、そして公務員の職を解雇させられる。

企業登録係官で、本企業法第24条第1項の中で規定されているように、大衆に閲覧を許可しない、書類のコピーを許可しない、資料公開を拒否する者は、研修教育、職務移動、解職あるいは公務員からの解雇などの懲戒を受ける。

第216条 看板を出さない、あるいは、正しくない企業名の使用

看板を出さない、あるいは自分の企業の形態あるいは形式と合わない企業名を使用すると、通知してから7日で、研修教育を受けさせられる、あるいは、1回につき200,000キープの罰金を取られる。

第217条 禁止されている企業名の使用

本企業法第27条の中で明示されている禁止されている企業名を使った者は、研修教育を受けさせられる、あるいは、罰金300,000キープとその企業名の使用禁止となる。

第218条 廃止（ユプルーク）後の企業名看板の掲示

本企業法第31条第1項の中で明示されているように、廃止（ユプルーク）された後で企業名の看板を外さない者は、研修教育を受けさせられる、あるいは、罰金500,000キープと看板を取り外さなければならない。

第219条 他の違反

個人あるいは組織で、本企業法に違反し他の人に被害を与えた者は、自分が起こした損失に対して補償しなければならない。

その違反が刑事的なものであれば、違反者は刑事法に沿って処罰される。

いて国家主席令を公布し、政府の官報に公告されて15日を経た後に有効となる。

本企業法は、2005年11月9日付の書類番号11/スーパーソー企業法に取って代わるものである。

本法律に抵触するすべての法律、規定は廃止される。

国会議長

第X編 最終規定

第220条 組織と施行

ラオス人民民主共和国政府が本企業法の施行にあたる。

第221条（改正） 有効

本法律は、ラオス人民民主共和国国家主席がその施行につ